

会

議

午前10時 0分開会

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

ただ今の出席議員は定足数に達しております。

よって、平成17年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（佐々木嘉昭君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より25日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

会議録署名議員の指名

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、10番、小林弘次君と、11番、梅田福男君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2月3日第128回静岡県議会議長会定期総会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この定期総会では、平成16年度会務報告並びに平成17年度の予算審議を初め、東部・西

部地区市議会議長会から提出された議案3件がそれぞれ審議され、議決されました。

この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定いたしました。また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、大川敏雄議員が勤続30年以上の特別表彰を、増田榮策議員が勤続10年以上の一般表彰を、私が正副議長4年以上の一般表彰を受けました。大川議員と増田議員には後ほど伝達いたします。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月26日、埼玉県飯能市議会の議員4名が有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金制度について、2月8日、千葉県流山市議会の議員5名が介護保険についてそれぞれ視察されました。

次に、監査委員より平成16年11月、12月分の出納検査結果報告書2件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

また、昨日までに受理いたしました陳情書1件及び要請書1件の写しも配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで先ほど申し上げました第128回静岡県市議会議長会定期総会で表彰を受けられました大川敏雄議員と増田榮策議員に表彰状の伝達をいたします。なお、下田市議会慶弔見舞等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご了承願います。

表彰を受けられました大川敏雄議員、増田榮策議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

あいさつ

議長（佐々木嘉昭君） ここで、表彰を受けられました方を代表して、大川敏雄議員よりごあいさつがございます。

12番（大川敏雄君） 皆さん、おはようございます。

ただ今、県の議長会から、増田議員が10年、私が30年の表彰をいただきました。大変光栄に思っている次第です。

これだけ長い間議員活動ができましたのも、ひとえに市民の皆さん方から我々二人に長年温かくご支援をいただいたと、こういう結果だろうと思います。それにおいて市民の皆さん方にこの席を借りまして心から御礼を申し上げる次第です。

と同時に、現在もこの議場におられる当局の皆さん、あるいは議員の皆さん、また加えましてかつて当局、本議場におられた、あるいは先輩の議員の皆さん方の本当に長年にわたる

温かい指導があったからこそ、長年議員活動ができたのだと思います。重ねて御礼を申し上げる次第です。

今、一口で下田市の現状を言えば、30年の議員生活の中で一番厳しい状況だと認識しております。その意味において、私ども二人は初心に戻りまして、一步でも下田市が前進する、そのために微力を尽くしてまいりたいと思います。

その決意を表明させていただいて、御礼にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。〔拍手〕

議長（佐々木嘉昭君） 次に、本定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第34号。平成17年3月9日。

下田市議会議長 佐々木嘉昭様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成17年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成17年3月9日招集の平成17年3月下田市議会定例会で提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第8号 教育委員会委員の任命について、議第9号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、議第10号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、議第11号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議第12号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、議第13号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、議第14号 伊豆斎場組合同規約の一部を変更する規約について、議第15号 南豆衛生プラント組合同規約の一部を変更する規約について、議第16号 下田地区消防組合同規約の一部を変更する規約について、議第17号 下田市交通安全対策推進基金条例の制定について、議第18号 下田市交通災害共済見舞金支給条例の制定について、議第19号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第11号）、議第20号 平成16年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第21号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第22号 平成16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議第23号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び 賀茂村

の5町1村と下田市との間の第2次救急医療施設整備運営に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について、議第24号 電算業務に関する事務の受託について（河津町分）、議第25号 電算業務に関する事務の受託について（松崎町分）、議第26号 電算業務に関する事務の受託について（西伊豆町分）、議第27号 電算業務に関する事務の受託について（南伊豆町分）、議第28号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理例条例の一部を改正する条例の制定について、議第29号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第30号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第31号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定について、議第32号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第33号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 平成17年度下田市一般会計予算、議第35号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第36号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第37号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第38号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第39号 平成17年度下田市老人保健特別会計予算、議第40号 平成17年度下田市介護保険特別会計予算、議第41号 平成17年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第42号 平成17年度下田市下水道事業特別会計予算、議第43号 平成17年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第35号。平成17年3月9日。

下田市議会議長 佐々木嘉昭様。静岡県下田市長 石井直樹。

平成17年3月下田市議会定例会説明員について。

平成17年3月9日招集の平成17年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、市長公室長 出野正徳、総務課長 高橋久和、市民課長 土屋徳幸、税務課長 鈴木布喜美、監査委員事務局長 岩崎幸夫、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎正敏、観光商工課長 藤井恵司、農林水産課長 金崎洋一、健康福祉課長 糸賀秀穂、環境対策課長 村嶋 基、教育委員会学校教育課長 森 廣幸、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で諸般の報告を終わります。

議第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、第8号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第8号につきましてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員の任命に関する件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が教育、学術・文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

任命いただきたい方は、現在教育委員であります下田市河内 839番地の2山本祐子さんでございます。生年月日は昭和 18年7月1日生まれで 61歳でありまして、昨年 12月9日、前任者の残任期間であります平成 17年3月14日までの任期で同意をいただいております。

今回、再任をお願いするものでありますが、山本さんは白浜のご出身で、昭和 37年に県立下田南高等学校普通科を卒業後、昭和 38年4月に下田町立第一保育所に就職、昭和 51年には株式会社下田サンプラザに就職、平成 3年伊豆急行株式会社下田不動産センターに就職、平成 10年に退職され現在に至っております。

この間、読み聞かせの会「あやのうた」を結成。各学校での読み聞かせを実施し、児童等の読書啓発に積極的に尽力され、また勉強会の会員をいたしまして下田市の芸術文化向上のため精力的に活躍されており、現在下田市文化協会の理事も務められております。

山本さんは、人格高潔、温厚誠実で教育文化に対し識見豊かな方であり、教育委員会委員といたしまして適任者であると考えます。

以上のことから、山本祐子さんを教育委員会委員といたしまして再任のご同意をいただきますようお願い申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まずは、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第8号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第9号及び議第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第9号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、議第10号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第9号及び議題10号について一括して説明をさせていただきます。

まず初めに、議第9号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてをご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成17年3月31日をもって静岡州市町村職員退職手当組合から西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、葺山町、大仁町、大東町、大須賀町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、賀茂地区交通災害共済組合、南伊豆町総合

計算センター、大東町大須賀町衛生施設組合、小笠地区消防組合及び静岡県磐田郡浅羽中学校組合が脱退するとともに、平成 17年 4月 1日から同組合に西伊豆町及び伊豆の国市が加入するものとし、合わせて同組合同規約を別紙のとおり変更するものとする。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明書 1 ページから 4 ページをお開き願いたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後でアンダーラインのところが改正箇所 でございます。

第 5 条は、組合議会議員の定数及び選挙の方法を定めた規定でございます。組合議員は静岡県市町村会の役員等各市長の職にある者をもってあてることになっております。平成 17年 4月 1日に新たに伊豆の国市が誕生しますので、組合議員 1 人が増え 19人となるものでございます。

別表 1、市町村の項中、「伊豆長岡町、萑山町、大仁町」が合併して「伊豆の国市」に、「西伊豆町、賀茂村」が合併して「西伊豆町」に、「戸田村、大東町、大須賀町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村」がそれぞれ合併により脱退するものでございます。

別表 2、一部事務組合の項中、「賀茂地区交通災害共済組合、南伊豆総合計算センター」が組合解散による脱退、「榛原郡相良町外一町小笠郡菊川町学校組合」の名称が「榛原郡相良町外 1 ヶ町菊川市学校組合」に変更、「大東町大須賀町衛生施設組合、小笠地区消防組合、静岡県磐田郡浅羽中学校組合」が組合解散によりそれぞれ脱退するもので、「静岡県磐田郡豊岡村外一市五ヶ町村養護老人ホーム組合」の名称を「養護老人ホームとよおか管理組合」に変更するものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行する。平成 17年 4月 1日から適用するものでございます。

では、引き続きまして、議第 10号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてご説明いたします。

地方自治法第 286条第 1 項の規定により、平成 17年 3月 31日をもって静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合から、「西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、萑山町、大仁町、大東町、大須賀町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、南伊豆総合計算センター、賀茂地区交通災害共済組合、伊豆長岡町斎場施設組合、萑山町外二ヶ町組合、大東町大須賀町衛生施設組合、小笠地区消防組合、静岡県磐田郡浅羽中学校組合及び 仿僧川地域湛水防除施設組合」が脱退するとともに、平成 17年 4月 1日から同組合に「西伊豆町及び伊豆の国

市」が加入するものとし、同組規約を別紙のとおり変更するものでございます。

それでは、変更の内容でございますが、恐れ入ります、条例改正関係等説明資料5ページから8ページをお開き願いたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後の条文でアンダーラインのところは改正箇所でございます。

第5条は、議会の組織及び議員の選挙の方法を定めた規定でございます。組合議員は静岡縣市町村会の役員及び各市長並びに静岡縣市町村議会議長会の会長及び副会長の職にある者をもってあてることになっております。平成17年4月1日に新たに伊豆の国市が誕生しますので、組合議員1人が増え22人となるものでございます。

別表1、市町村の項中、「伊豆長岡町、韮山町、大仁町」が合併して「伊豆の国市」に、「西伊豆町、賀茂村」が合併して「西伊豆町」に、「戸田村、大東町、大須賀町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村」がそれぞれ合併により脱退をするものでございます。

別表2、一部事務組合の項中、「賀茂地区交通災害共済組合、南伊豆総合計算センター、伊豆長岡斎場施設組合、韮山町外二ヶ町組合」がそれぞれ組合解放により脱退するものでございます。「榛原郡相良町外一町小笠郡菊川町学校組合」が名称変更により「榛原郡相良町外1ヶ町菊川市学校組合」に、「大東町大須賀町衛生施設組合、小笠地区消防組合、静岡県磐田郡浅羽中学校組合、仿僧川地域湛水防除施設組合」が組合解散によりそれぞれ脱退し、「静岡県磐田郡豊岡村外一市五ヶ町村養護老人ホーム組合」の名称が「養護老人ホームとよおか管理組合」に変更になるものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行し、平成17年4月1日から適用するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 議第9号及び議第10号について当局の説明は終わりました。

ただ今、議題となっております2件について、一括質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 賀茂地区の南豆計算センターの解散に伴って退職手当組合から脱退するというところでございますが、実態はそこで働いていた職員は8名ことごとくそれぞれの市町村に新たに任用されると、こういうことになるわけでございます。

そこで、退手組合のこの規約上、恐らく南伊豆総合計算センターは長年にわたって退手組合に積み立てた積立金があるわけでございます。恐らくこの積み立てたお金は支給を受けることなくそのまま積み立てられたと思うわけです。その金額は恐らく1億円を超えるのでは

ないかと思えます。

これらの債権というものは脱退によって放棄されるのか、それとも規約上それなりの還付があるものかどうか。この点だけお伺いします。

市長公室長（出野正徳君） 計算センターの組合が設立しましてから当然職員が採用されて、その中で短期間に1人の職員が辞めた経過がございます。

今まで、それぞれ積み立てた金が8,100万円ですか、とりあえずございますが、その金についてはそれぞれ採用していただく町村の組合の基金の中へ、それぞれ入れ込んでもらおうかということで、それぞれが採用された年数等それぞれ個人の調書がわかりますので、個人がどのくらい金をちきんとして今まで退手組合へ払ってきたかわかりますので、それをこの間精査しまして、退手組合と協議の中でそれぞれの町村へその分を積み立てていただくということで話が整っております。以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） そうしますと、南伊豆総合計算センターの職員の経歴というのは、前回あなたが説明されたように、新規採用ということではなくて、継続して公務員としての身分が保証されると、こういうふうに理解していいでしょうか。

市長公室長（出野正徳君） 退手組合の退職金の取り扱いについては引き続き同じような形態の中で、一応公務員という格好の中で引き続き経過をさせていただきますが、あくまでも組合がなくなりますので、そこで当然失職するわけでございますので、新たにそれぞれの団体で採用という格好になるわけでございます。

採用にあたっては、それぞれ同じ地方公共団体でございますので、それぞれ前歴加算いろいろなものが市の条例規則上でございますので、それぞれを勘案して引き続き採用の条件とか、給与いろいろな面については、まったくの新規採用するのとは違った形態の手続きをもって採用をすることになります。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 重ねてお伺いしますが、仮に平成17年3月から下田市が3人の南伊豆総合計算センターの職員を、あなたのお話によると新規採用するわけでございます。当然採用される方の年齢が50歳なり、あるいは60歳、40歳代ということになるわけで、そうしますと、その人たちの、いわゆる退職手当の支給に関わる勤続年数というものの積算があまりないまいではいけないと思えます。

いわゆる新規採用ということになれば、仮に 60歳に近い人であるならば、わずか勤続年数は数年しかなかったと。そうしますと、いかに退手組合にそれが引き継がれようと何しよと、それは極めて不利益な退職処分を受けるということになります。

簡単に質問したいと思いますが、退職手当を支給できる、要するに下田市が新規あるいはそれぞれの市町村が採用する南伊豆総合計算センターの職員の退職にあたっての勤続年数は、南伊豆総合計算センターでの勤続年数が加算されて支給されるのかどうか、この点だけお伺いします。

市長公室長（出野正徳君） 先ほどのご質問で、私どもが答弁漏れがあったかわかりませんが、退職については計算センターで勤務していた年数が 加算をされるということで理解をしております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております2件については、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第9号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第9号 静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第10号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第10号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第11号～議第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第11号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議第12号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、議第13号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、初めに議第11号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、構成団体であります西伊豆町と賀茂村が平成17年4月1日に合併することにより構成団体の数の変更と同じく、4月1日から下田市が収入役を置かないことになり、条文の整備を図る必要が生じたので、地方自治法第286条第1項の規定によって協議をするものでございます。

それでは、変更の内容でございますが、恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料9ページから12ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後でアンダーラインのところの変更の箇所でございます。

第3条は、西伊豆町と賀茂村が合併することにより、西伊豆町が誕生しますので、賀茂村の文言を削るものでございます。さらに村がなくなることにより、「市町村」及び「関係市

町村」を、それぞれ「市町」と「関係市町」に改めるものでございます。

第6条は、組織を定めた規定でありまして、会長に下田市長、委員には各構成団体の首長さんが就任していますので、賀茂村がなくなることによりまして1人減じまして、「6人」から「5人」とするものでございます。

すみませんが、11ページをお開きください。

第21条を見ていただきたいと思います。第21条は、協議会の出納員を定めた規定であります。下田市に収入役を置かないことによりまして、「会長の属する市町の収入役の事務を行う者をもって充てる」というように改正させていただきます。

その他条文中、「市町村」を「市町」に、「関係市町村」を「関係市町」に、「関係市町村長」を「関係市町長」に、「市町村長」を「市町長」にそれぞれ改めるものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は平成17年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、引き続きまして議第12号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページ、12ページをご覧くださいと思います。

11ページは議案のかがみでございますが、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、平成17年3月31日をもって共立湊病院組合から西伊豆町と賀茂村が脱退するとともに、平成17年4月1日から西伊豆町が加入するものとし、共立湊病院組合規約の一部を、別紙12ページでございますが、別紙の内容のとおり変更させていただくというものでございます。

提案理由といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、一部事務組合の構成団体と協議するためでございます。

市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項は、一部事務組合等に関する特例を規定しているものでございまして、市町村の合併により一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等が生ずる場合には、一部事務組合を組織する地方公共団体の協議により規約を変更し、県知事の許可を受けなければならない旨を規定しているものでございます。

次に、規約変更の理由でございますが、ご承知のように、共立湊病院組合は昭和61年1

月に国から発表されました国立病院診療所再編計画を背景といたしまして、地域医療の基幹的役割を担い、地元医療機関存続に対する医療圏域住民からの願いを受けとめ まして、平成9年4月1日付で下田賀茂1市5町1村による一部事務組合として設立許可をいただいたものでございます。

同年10月1日付で国から経営移譲を受けまして開院の運びとなりまして以来、伊豆医療圏域の中核となる病院としての機能整備などを基本方針に掲げ運営してきたところでございますが、このたび共立湊病院組合の構成団体であります西伊豆町と賀茂村が合併することに伴いまして、平成17年3月31日をもって西伊豆町と賀茂村が共立湊病院組合から脱退し、平成17年4月1日から新たに西伊豆町が共立湊病院組合に加入するものとするため、それに伴いまして共立湊病院組合規約の一部を変更させていただくというものでございます。

一部事務組合の構成団体と規約変更の協議を行うにあたりまして、あらかじめ議会でご審議いただくというものでございまして、合併特例法第9条の2第2項におきまして準用する地方自治法第290条の規定によりまして、協議については議会の議決を経なければならない旨規定されているものでございます。

それでは、規約変更の内容につきまして、条例改正関係と説明資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが説明資料の13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

13ページは変更前、14ページは変更後でアンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

この規約の本則全般にわたる字句の改正ですが、本則中「関係市町村」と表記されているところをすべて「関係市町」に改めるものでございまして、第2条、第5条、第6条、第7条、第12条中の当該箇所が対象となるものでございます。

次に、それぞれの変更部分ですが、第2条中「、西伊豆町及び賀茂村」を「及び西伊豆町」に、第5条中の議員定数につきまして「14人」を「12人」に、第9条第3項中の「賀茂郡町村会」を「賀茂郡町長会」に改め、同条第4項中の市町村の表記につきましては、下田市に収入役の職を置かないこと、及び組合構成団体から村がなくなることから「市町村」を「町」に改めるというものです。

なお、共立湊病院組合の収入役につきましては、第9条第4項の規定によりまして「管理者の属するとことの収入役を充てる」とされております。南伊豆町の収入役が現在充てられておりまして、このためこのたび下田市が収入役の職を置かないことになりましても現状に

影響がないため、今回の規約変更におきましては、「市町村」を「町」に改めるという必要最小限の条文改正にとどめさせていただいたものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、12ページでございますが、附則の施行期日につきまして、この規約は平成17年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第12号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議第13号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページ、14ページをお開き願います。

13ページは議案のかがみですが、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、平成17年3月31日をもって伊豆つくし学園組合から西伊豆町と賀茂村が脱退するとともに、平成17年4月1日から西伊豆町が加入するものとし、伊豆つくし学園組合規約の一部を、別紙14ページでございますが、別紙のとおり変更させていただくというものでございます。

提案理由といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき協議するためございまして、先ほど申し上げましたとおり市町村の合併の特例に関する法律で規定されているものでございます。

次に、規約変更の理由でございますが、ご承知のように伊豆つくし学園組合は下田市及び加茂郡下5町1村との間におきまして知的障害児施設の設置及び運営、並びにこれに関する事務を共同処理するという事で、昭和47年2月24日に県知事あて設置許可を申請し、同年4月1日付で一部事務組合設置の許可が下りまして、さらに昭和48年5月1日付で児童福祉施設設置の認可を県知事からいただきまして以来、地域に根ざした知的障害児福祉の基幹的役割を担う拠点施設といたしまして、三十有余年という長い歴史を刻みながら今日に至っているわけでございますが、このたび伊豆つくし学園組合の構成団体であります西伊豆町と賀茂村との合併に伴い、平成17年3月31日をもって西伊豆町と賀茂村が伊豆つくし学園組合から脱退し、平成17年4月1日付で西伊豆町が新たに伊豆つくし学園組合に加入するものとし、それに伴いまして伊豆つくし学園組合規約の一部変更につき構成団体と協議するため、議会でご審議いただくものでございます。

また合わせまして、1月市議会臨時会におきまして、下田市の収入役事務兼掌条例が可決されたことにより、伊豆つくし学園組合規約中の収入役に関する規定を変更させていただく

ものです。さらに、今回の規約変更に合わせて字句の整備をさせていただき、そういうものでございます。

なお、合併特例法第9条の2第2項におきまして、準用する地方自治法第290条の規定によりまして、一部事務組合構成団体との協議につきましては議会の議決を経ない旨規定されているものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、説明資料の15ページ、16ページをお開き願います。

15ページは変更前、16ページは変更後でアンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

変更内容ですが、第2条中の「及び賀茂郡東伊豆町」を「、東伊豆町」に、「、西伊豆町、賀茂村」を「及び西伊豆町」に改め、第5条中の議員定数「14人」を「12人」に、「各市町村」を「各市町」に改め、第6条第1項中の「、村」を削り、同条第2項及び第3項中の「関係市町村長」を「関係市町長」に改め、第7条中の「関係市町村議会」を「関係市町議会」に改め、第9条中「副管理者1人、収入役及び監査委員2人」を「副管理者、収入役及び監査委員2人」に改め、第10条第2項中の「賀茂郡町村会長」を「賀茂郡町長会長」に、同条第3項中の「下田市の収入役を充てる」を「河津町の収入役の事務を行う者をもって充てる」に改め、第11条第1項および第3項第2号中の「関係市町村」を「関係市町」に改めるというものでございます。

なお、第10条第3項の収入役に関する規定でございますが、下田市に収入役を置かないこととしたため、収入役の取り扱いにつきまして協議をさせていただいた結果、河津町が収入役の事務を引き受けてくださることとなりまして、そこで規約中に「河津町」と明示させていただくというものでございます。

議案に戻っていただきまして、14ページでございますが、附則の施行期日につきまして、この規約は平成17年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第13号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 議第11号から議第13号までの当局の説明終わりました。

ただ今、議題となっております3件について一括質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 議第13号 伊豆つくし学園組合の規約改正でございますが、収入

役のくだりを「収入役の事務を行う者」というこの規定は間違いだと思っんですが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 「収入役の事務を行う者を充てる」という文言に整理させていただいたものですが、この文言の整理にあたりましては、県庁の市町村行政室の方と協議いたしまして、収入役のこのような事務を取り扱う規定につきまして、このような表現にすることが適当であると、そういう指示の下にこのように整理させていただいたものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） だとするならば、共立湊病院の規約においても、収入役の事務を行う者が適当になるわけです。要するに、共立湊病院は管理者が南伊豆町長でございまして、公営企業の適用を受けておりますから、病院については収入役の必要はないわけです。しかし、一般会計で運営されている老健施設については収入役が必要になる。したがって、共立湊病院については南伊豆町の収入役が共立湊病院組合の収入役を務めると、こういう規定になっているはずですよ。

もし、あなたのお説のとおりであるとするならば、これまた南伊豆町の収入役の事務を行う、持って回ったような言い方をするわけです。したがって、この収入役の事務を行うという規定を設けるということは、にわかには下田市が思いつきで下田市の収入役を置かないということから始まってこういうことが生まれたわけで、現実に河津町には収入役がいるわけです。事務を行う者ではないんですよ、収入役なんですよ。したがって、あなたの言うことはまったくそごがある。一方はこちらで、一方はこうだなんて、まったくそごがあるわけですから、やはりこれは、伊豆つくし学園組合の規約は、収入役は河津町の収入役をもって充てるということでないとは筋道は通らないわけです。収入役の事務を充てるということは、もう全然違うと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 共立湊病院組合の収入役に関する規定につきましては、説明の中で申し上げさせていただきましたけれども、収入役の変更はないということで必要最小限の変更にとどめさせていただいたものでございます。

今回つくし学園につきましては、これまで下田市の収入役が充てられていたわけですが、下田市の収入役からほかの構成団体の収入役をお願いするという形になりま

して、それに合わせまして文言の整理をさせていただいたというものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております3件については委員会に付託することを省略したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第11号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議ありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第11号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増
減及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第12号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 12号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 13号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第 13号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前 1 0 時 5 4 分休憩

午前 1 1 時 4 分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 1 4 号～議第 1 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 1 号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約について、議第 1 号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約について、議第 1 号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約について、以上 3 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市民課長（土屋徳幸君） それでは、議第 14号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案案件名簿の 15ページ及び説明資料の 17ページと 18ページをお開きください。

17ページ最上段が改正前、 18ページが改正後の条文で下線部分に変更箇所がございます。

提案理由といたしましては、下田市が収入役を置かないこととしたことに伴い規約の変更が必要となったため、地方自治法第 286条第 1項の規定に基づき、協議をするものでございます。

現行規約の改正の内容でございますが、現行規約 の第 10条第 2項において、「収入役は下田市の収入役をもって充てる」とあるを、「収入役は南伊豆町の収入役の事務を行う者をもって充てる」と変更するもので、平成 17年 1月下田市議会臨時会において下田市収入役事務兼掌条例が可決制定されたことに伴い、当組合の収入役が不在となることから、この際執行機関の組織の見直しを行い、構成団体の協議により収入役は南伊豆町から選任することとしたものでございます。

なお、収入役の事務を行う者としたのは、今後将来にあたりまして、南伊豆町でも収入役を置かなくなることも想定され、その際、南伊豆町の収入役では再度規約の変更が生じるため、事務の煩雑化を避ける意味からも収入役の事務を行う者としたものでございます。

恐れ入りますが、案件名簿の 16ページにお戻りください。

本文の附則の施行期日ではありますが、この規約は平成 17年 4月 1日から施行するというものでございます。

以上で、議第 14号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） では、引き続きまして、議第 15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案件名簿の 17ページ及び説明資料の 17ページ、 18ページをお開きください。

説明資料 17ページが変更前、 18ページが変更後の条文でございます。

提案理由といたしましては、下田市が収入役を置かないこととしたことに伴い、南豆衛生プラント組合の組織の変更が必要となったため、地方自治法第 286条第 1項の規定に基づき協議するものであります。

現行規約第 9条第 2項において、「当組合の収入役については管理者の属する市町の収入

役」とあるのを「南伊豆町の収入役の事務を行う者」に、及び同条3項におきまして、収入役の任期について先の変更で「収入役」を「収入役の事務を行う者」に変更することとしたため、「収入役の任期」を「収入役の事務を行う者の任期」と変更するものでございます。

現行規約では当組合の収入役は管理者の属する市町の収入役と規定されており、当組合の管理者は下田市長でありますので、当組合の収入役は下田市の収入役となっておりますが、平成17年1月市議会臨時会におきまして、下田市収入役事務兼掌条例が可決制定されたことに伴いまして、当組合の収入役が不在となること から執行機関の組織の見直しをすることとしたものでありまして、構成団体の協議によりまして、当組合の収入役は南伊豆町から選任することとしたものでございます。

なお、先ほど斎場組合で申しましたように、「収入役の事務を行う者」としたのは、今後南伊豆町も収入役を置かなくなることも考えられ、その場合、南伊豆町の収入役では再度規約の変更が生ずるため、事務の煩雑化を避ける意味からも「収入役の事務を行う者」としたものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の18ページにお戻りください。

附則の施行期日であります が、この規約は平成17年4月1日から施行するものです。

以上で、議第15号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第16号 下田市地区消防組規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案件名簿の19ページ及び20ページ、それから条例関係説明資料の17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。

提案理由といたしましては、下田地区消防組合の組織の変更が必要になったため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議をするものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料によりさせていただきます。 17ページ左側が改正前、18ページ右側が改正後でアンダーライン部分が変更箇所でございます。

まず、第9条の執行機関の組織及び選任方法第3項の「収入役は管理者の属する市町の収入役をもって充てる」と規定されているものを、「収入役は下田市の収入役の事務を行う者をもって充てる」に変更するものでございます。

これは先ほど、各一部事務組合の規約の変更それぞれ説明させていただきましたが、下田

地区消防組合の収入役につきましても、これまで管理者の属する市町の収入役をもって充てるとされておりましたが、下田市においては平成 17年 1月臨時会において、下田市収入役事務兼掌条例が可決され下田市では収入役を置かないこととなりました。そのため構成団体 3市町ですが、よって運営管理におきまして各一部事務組合の収入役について協議をした結果、構成団体のバランス等を考慮し消防組合は下田市が収入役を引き受けることになりました。具体的には「下田市の収入役の事務を行う者」と変更するものであります。ただし、下田市は先に述べましたように、収入役を置かずその事務を助役が兼掌することになっているため、消防組合の収入役は下田市の収入役がその任にあたることとなります。

第10条、管理者・副管理者及び収入役の任期でございますが、関係市町の前に「、」を入れ、収入役の当該任期を収入役の事務を行う者の当該任期に変更するもので、これは第9条の変更により収入役の任期を明確にするものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の 20ページに戻っていただきまして、本文の附則につきましては、この規則は平成 17年 4月 1日から施行するとするもので ございます。

以上で、議第 16号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 議第14号から議第16号までの当局の説明は終わりました。

ただ今議題となっております 3件について一括質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今まで一部事務組合のこの収入役というのは管理者の下で、管理者の出ている市町から収入役が出ているという、こういう慣例でやってきたわけでございます。

これは管理者の出ている市町が基本的には事務局を引き受けているからであって、そういう点での利便性を考慮して、そうなったのではないのかというふうに思います。

今回の改正によりまして、斎場組合等については管理者は下田市長であり、事務局はこの下田市が引き受け、事務局長は下田市の課長さんが兼務している。あるいは南豆衛生プラントにつきましても、管理者は市長であり、事務局はこの下田が引き受け、あるいは課長さんが責任者を兼務している。

こういう状況の中で斎場組合と南豆衛生プラントの公金の事務を南伊豆町に持っていくということについては、それはそれでこの構成団体での職務分担はしたということにはなるわけなんですけど、事務上のこの煩雑さ、そごが生まれるのではないのかというふうに思うわけでございます。

その点では、事務局が下田、収入役が南伊豆町という状況での公金の事務上の不便あるいはマイナス面はないのかどうか、この1点だけお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市民課長（土屋徳幸君） まず、斎場組合と南豆衛生プラントの関係からお答え申し上げます。

まず、今回収入役を南伊豆町の収入役の事務を行う者をもって充てるという形につきましては、今小林議員がおっしゃるように、そういう意味では責任分担の分散化というところの目途もございますし、また収入役という構成団体とは別の構成団体の方の収入役さんにチェックをしていただくというのも、また普通のチェック機能も求めるということも一つの目的もございました。

なお、今ご質問の事務の煩雑化、確かに伝票等につきまして収入役さんの決裁をもらうのに南伊豆町まで行かなければならない。従前は下田の収入役でお願いできたというところがございしますが、今の大前提となります事務の分担化ということもまず大前提がございまして、それを踏まえて一部事務組合の中でバランスを考え、南伊豆町の収入役さんに斎場とプラントを合わせて決裁をお願いすると。そういった意味で合理的な部分も勘案してお願いするようにしたということでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） ただ今の答弁のとおり、一般事務は下田市が行う、引き受ける。公金の収納あるいは決算の調製その他は南伊豆町が行うという、一般事務を行っていないところの収入役さんが引き受けても、実際には決算の調製その他について極めてそごが生ずると思うんですよ。

管内、管外の旅費あるいは出張、そのほかさらに増えてくる。こういうのは行政の煩雑さを避け、要するに簡素な行政機構という観点からいきますと、あまり得策ではないやり方だと思うんですよ。こういうのはやはり最も合理的なやり方でやらないと、あなた方こういうことをやることによって、事務上の大変なミス、大変な問題を生ずると思うんですよ。ことごとく公金は南伊豆町の中央金庫に入る、斎場あるいは南豆衛生プラント、こういうふうなことはやはり行政の改革が叫ばれている中で、そういうふうなことを安易に行うべきではないのではないのでしょうか。どんな もんでしょうかね、市長さん。

市長（石井直樹君） 今回のこの収入役の問題につきましては、1市6カ町村の長の中でいろいろお話し合いをさせていただきました。

一部事務組合につきましても、管理者が下田に集中しておると、これも果たしていいのだろうかというような問題点まで含めてお話し合いの中で、やはり構成団体についてもそれぞれのところである程度の負担はしていただきたいという中で、今回の下田に収入役を置かないことについての事務分担の負担ということも踏まえてやらせていただきました。

小林議員がおっしゃるように、確かに、少し離れたところへの収入役の事務を司る方々の判をいただかなければならないという問題につきましても、消防組合だけは確かに決裁が大変多くございます。そういう中で、下田については下田に収入役がないのだけれども、収入役の事務を司る者にやろうということの話し合いで、残りのつくしと斎場とプラントについては、それぞれの行政が責任を持ってやらせていただくというご了解の中で決定をしたことでございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております3件については委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第14号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第 14号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 15号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議ありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第 15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 16号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 16号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第 17号及び議第 18号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 17号 下田市交通安全対策推進基金条例の制定について、議第 18号 下田市交通災害共済見舞金支給条例の制定について、以上の

2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第 17号 下田市交通安全対策推進基金条例の制定についてと、議第 18号 下田市交通災害共済見舞金支給条例の制定についての2件について関連がありますので、一括してご説明をさせていただきます。

まず、議第 17号関係でございます。議案件名簿の 21ページをお開き願いたいと思います。

この条例は、12月定例会におきましてご承認をいただきましたが、平成 17年 3月 31日付をもちまして賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分により配賦を受けた配分金を交通安全対策事業を推進するための経費、及び下田市交通災害見舞金支給条例により見舞金の経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

後ほどご説明させていただきますが、下田市交通災害見舞金支給条例は賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴い締結された財産処分に関する協議書に基づき、賀茂地区交通災害共済制度を保障するため制定するものでございます。

この条例は、新規の条例でございますので、22ページの基金条例の各条の説明を条例関係等の説明資料にさせていただきますので、資料の 19ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、第 1条の設置でございますが、これは基金の設置目的及び基金を処分できる事業を明確にするための規定でございます。ただし、交通災害見舞金は請求できる期間が限られているため本条にて規定せず、附則において規定することといたしました。

配分金とは財産処分に関する協議書に基づき、賀茂地区交通災害共済組合の保有する基金及び平成 16年度賀茂地区交通災害共済組合歳入歳出差引残額に配分率を乗じて算出された金額をさします。

第 2条の積み立てでございますが、基金に積み立てる財源を規定したもので、その財源は配分金及びその他の財源を想定しております。その他の財源とは篤志による寄附金等想定しており、交通安全対策に対する寄附金等があった場合には、本基金に積み立てることといたしました。

第 3条は基金の管理を規定したもので、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も有利及びかつ確実な方法により管理しなければならないとするものでございます。

第 4条は処分の規定でございます。基金を処分することができる事業を規定したもので、

第1条で規定する交通安全対策事業が対象事業となります。ただし、本条にて規定するほか、附則において交通災害見舞金の経費も処分対象とすることができるとしたものでございます。

第5条は、運用基金の処理の規定で、基金から生ずる収益、利息を一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積み立てることを規定したものでございます。

第6条は、繰替運用の規定で、市の財政事情によって確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金の振替運用ができる旨を規定したものでございます。

第7条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項については委任を規定するものでございます。

次に、附則でございますが、附則の1は施行期日を公布の日とする旨を規定するものでございます。

附則の2は処分の特例として、交通災害見舞金の経費の財源とするため、基金を処分することができる旨を規定したもので、これは基本的には賀茂地区交通災害共済組合より配分を受けた配当金は第4条の規定により、今後の下田市の交通安全対策事業を推進するために基金に処分するものですが、組合の解散に伴い財産処分に関する協定書により、平成16年度中すなわち平成17年3月31日以前に交通事故等に遭い、そのけがの治療のため入院や通院をする加入者が発生した場合、組合条例ではその見舞金請求が事故に遭ってから1年以内までできると規定されているため、これまでの共済制度を保障するため、平成17年度の1年間に限り附則にて処分の特例として後ほどご説明いたします、下田市交通災害見舞金支給条例に規定する見舞金の財源に充てることができるとしたものでございます。下田市交通災害見舞金支給条例の有効期間は平成18年3月31日までとするものでございます。

以上で、議第17号の説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして議第18号 下田市交通災害共済見舞金支給条例の制定についてご説明をいたします。

議案件名簿の23ページ及び説明資料の22ページをお開き願いたいと思います。

まず、提案理由でございますが、賀茂地区交通共済組合、以下、交通災害共済組合といたしますが、関係市町の協議により平成17年3月31日に解散することになりましたが、交通災害共済組合は、平成16年度も会員を募集し業務を行っていたため、その会員は賀茂地区交通災害共済組合条例第10条の規定により、事故発生から1年間は見舞金を請求する権利を有しております。

しかし、交通災害共済組合が解散をいたしますと、共済組合条例もその日をもって廃止さ

れ、会員は見舞金請求の根拠を失うこととなります。そのために、賀茂地区交通災害共済の制度を保障し会員の権利を守るため関係市町村が協議の上、解散から1年間は平成 16年度の会員加入の手続を行った市町村は交通災害共済組合に代わって見舞金を支給することを決定し、財産処分に関する協議書にその旨が明記されました。そのため、その協議書に基づき本条で制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして説明資料によりさせていただきます。

説明資料の22ページ目以降をお開き願いたいと思います。

第1条目的ですが、当条例の制定目的を規定したもので、先ほど提案理由で説明いたしましたので、そのような理由により省略させていただきます。

第2条の定義でございますが、本条における用語の意義を定義しているものでございます。

第1項は見舞金支給対象の会員を規定し、平成 16年度に下田市において交通災害共済組合の会員加入手続をした者を見舞金支給対象の会員とし、加入後他市町村に転出しても下田市が見舞金を支給する対象になるものでございます。

第2号は、見舞金支給の対象となる交通事故の車両及び交通乗用具を規定しております。共済組合条例と均衡を失しないよう共済組合条例と同じ規定になっております。なお、道路交通法の抜粋等は23ページ及び25ページのとおりでございます。

第3号は、本条例の見舞金を規定しております。

第4号は、本条の見舞金と共済組合条例による見舞金と区別するための規定でございます。

第3条の見舞金の支給ですが、見舞金の支給についての規定は第2条第1項で規定する会員またはその遺族に対し見舞金を支給することになります。

第1項第1号は、見舞金の支給を受けることができる交通事故は平成 16年度4月1日から平成17年3月31日までの間に発生したものとし、期間を限定したものでございます。

第1項、第2項は、交通災害共済組合から共済見舞金の支給を受けていないこととし、重複支給の規制をするものでございます。

第2項は、必要書類、診断書等でございますが、の取得経費として1件につき 5,000円を見舞金に加算するという規定でございます。

共済組合条例にも添付書類助成金として1件 5,000円の規定がありましたので、これも均衡を失ないように規定をしたものでございます。

第4条の見舞金の額ですが、見舞金の額を規定したもので、第1項は見舞金の額は障害の程度に応じ別表に定める額と規定したものでございます。

第2項は、見舞金の支給を受けた後、事故により障害の程度が上位に移行した場合は、その差額を支給できることを規定いたしました。

第3項は、第3条第1項、第2項の規定にかかわらず、共済見舞金の支給を受けた者であっても共済見舞金の支給を受けた後、障害の程度が上位に移行した場合は、その差額を支給できることとするもので、本項に規定する差額支給に対し、第3条第2項に規定にする必要書類等取得経費も加算されます。

第5条の支給の制限でございますが、見舞金の支給の制限について規定したもので、この規定も共済組合条例の均衡を失しないよう同じ規定とさせていただきました。

第6条の見舞金の請求でございますが、見舞金の請求ができる期間について規定したもので、共済組合条例において請求できる期間と同じ1年間を請求できる期間といたしました。

第2項は、第4条第2項及び第3項に規定する差額が請求できる期間も1年と規定するものでございます。

別表に定めるように、死亡以外では最も長期の障害の程度を全治6カ月間としてありますので、この期間で十分処理できるものと判断させていただきました。

第7条の委任でございますが、この条例の施行に関する必要事項については、規則への委任規定でございます。

附則でございますが、第1項施行期日は平成17年4月1日から施行するとするもので、第2項は有効期限は本条例の有効期限を規定したものです。本条例は廃止措置を取らなくても平成18年3月31日をもって自動的に効力を失うものとしたものでございます。

別表でございますが、障害の程度に応じて1等級から8等級と等級を区分し、障害の程度または死亡から全治1週間以上の障害に区分し、支給される見舞金の金額も死亡の70万円から1週間以上の2万円と各等級に応じて金額を定めたものでございます。

なお、この見舞金の額は、これまでの共済組合条例とやはり均衡を失わないような同じ規定とさせていただきました。

以上で、議第18号 下田地区交通災害共済見舞金支給条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第17号 下田市交通安全対策推進基金条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の基金条例は、賀茂地区の交通災害共済の解散に伴う配分金を原資として、そして、それで基金を設置し、その基金によって交通安全の施設等に充当するという、こういうことですが、質問はこの基金条例に基づいて使用できる交通安全施設というのは何であるのか、これが第1点です。

第2点は、賀茂交通共済組合の解散に伴って本市が受ける財産の配分については、12月議会においても各議員から問題があるという意味の発言が相次いだと聞いております。

また、本年1月においては、議会選出の監査委員からもその不当性が指摘され、我々はそれで新たに問題の深さを承知したわけでございます。

そこで、賀茂交通災害共済の解散に伴う本市が受けるべき配分額というのはどうなのか。それはどういう積算あるいは根拠に基づいて行われたものなのか、詳細な資料を含めて提出していただきたいと思います。

なぜならば、まずこの交通災害共済のそもそもの出発は、昭和40年代において、交通事故の多発によって一部事務組合が設立され、30年余にわたって賀茂町村会が事務局となって任意の加入に基づいて加入金によって運営されてきたものでございます。1銭もの公金が支出されたことのないものでございまして、ことごとくが任意の加入者の掛け金によって運営されているわけでございます。

したがって、解散する時点で、仮に下田市が財産の分与を受けるとするならば、下田市の30年近くにわたる任意の掛け金の総額、受けた費用、受けた見舞金あるいは掛け金によって運営された事務費、あるいはそれ以外に管理者並びに副管理者、並びに選出された議会議員等が飲食に使った費用、あるいは不当な職員の研修視察、こういったものについても明確にした上で、これが清算されなければならないと思います。

私の知るところでは、恐らく、任意で掛け金を掛けた市民の数千万円のお金が、先ほど申し上げました研修視察であるとか、市長以下の各市町村の長や、そういったもので構成される飲食に使われてきたわけです。こういうことを明確にした上でやるべきだと。

したがって、私が今申し上げましたように、今回最後にこの問題が出されておりますから、下田市の任意の掛け金の総額、そして支給を受けた見舞金の総額、必要な事務費、そして管理者等が使用した飲食その他についての明確な内容を示すべきだということ。そして、現在基金として積み立てようとしているお金がいくらなのか。

さらに本件に関しては、私も詳しくはございませんが、先ほどから言っているように、任

意加入の共済事業で、恐らく保険業務になるわけです。保険業務ということになれば、そこから加入された人たちの利益というものが基本的には守られなければならない。

当然利益があるならば、一般の保険というのはそれらがユーザー、加入者に還元される。したがって、今回のこの共済金の財産というものの帰属が、果たしてこれまで嘗々として任意に掛けてきた人たちの権利というものが無視されていいのかどうか。本来ならば、任意に加入された人たちの権利になるのではないのかと、その残余があったとするならば。解散に伴う配分金があったとするならば、これまで嘗々として任意に掛けてきた下田市ほか賀茂郡民の任意に加入してきた人たちの権利になるのではないのか。

仮に公金として、それらを交通の施設等に使うとするならば、そういう人たちの合意等々が必要ではないのか。こういうように思うわけでございます。

したがって、上級法である保険業法等の規定に照らして、この決定が正しいかどうか、この点をお伺いします。

さらに、こういうやり方でおやりになる政策選択をしたわけでございますが、これは最悪の選択だと思います。むしろ、今回の賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う利益権があるとするならば、やはりそれを原資として同じような交通災害の共済の事務を引き継ぐことによってしか、加入者の行為あるいは利益、こういったものは受け継がれないと思います。

したがって、私はそういうことを、1銭もお金を出さないのを一般会計で処理するなどということをしてはならないと思う。これこそ不当な、不法な予算措置になるだろうと。

したがって、政策的にはこういうことではなくて、下田市は引き続き賀茂地区交通災害共済の受けた配分金を原資として、下田は賀茂地区、下田の市民の交通災害に対する共済事業を行うと、この選択しかないと思うんですよ。そうでなければ、全然つじつまが合わない不法なやりかたになる。

この点については重大な問題でございますから、私申し上げましたように、慎重な当局の答弁をお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 質問がいくつかございまして、もし答弁漏れがございましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

まず、今回のこの基金条例をつくるべき原資の考え方でございます。御存じのとおり、47年にスタートしたこの組合も本年をもちまして約30年余の嘗々とした歴史があったわけでございますが、平成15年の段階において、今後この組合としての交通共済制度について

首長会議等々の中で協議の結果、16年度をもって廃止をとという動きの中から、何回となく協議をされた結果、先般12月定例会において慎重審議をしていただいた結果、下田市としてもご同意いただいたという経過の中での解散に至ったところでございます。

昨年12月のときとでは、多少基金の利子等の関係で数字が動いておりますが、現時点での基金といたしましては、約1億6,000万円ほど基金がございます。この基金と、それから16年度の決算によりましての不用品額、大した金額ではないと思いますが、それらが今後配分金の対象となる金額になろうかと思っております。

協定に基づきまして、当面この基金の80%相当額を16年度中に各市町村に配分しようということになりましたので、基金条例を新たに作っていただいた、配分を受けた金額を積み立てたいということで、この条例を出したところでございます。

今、言った基金につきましては、約1億6,000万円程度でございますが、配分率については下田市の率としては0.2131054349という数字で、これを掛けますと約3,400万円余になります。このうちの80%ですので、約2,730万円ほど、後ほどまたご説明させていただきますが、3月補正において歳入を受け歳出の積立金で計上し、残りの20%相当額は正式な数字が固まりましたら数字を直させていただきますが、17年度の当初予算においても約640万円ほどを予算計上させてもらっているところでございます。

現実的に下田市の加入状況あるいは見舞金状況はどうかというところでございますが、総体といたしまして、まずこの30年余の加入の状況でございますが、この制度は1年1年の加入者、ある意味では掛け捨てという言い方がいいのでしょうか、あるいは加入を毎年毎年やるかというようなことで、延べとしては128万6,639人、15年度末でございますが、加入をしております。そのうち下田市としては34万8,950人、構成率としては27.12%程度が下田市の加入者でございます。

実際に下田市の市民の皆さんが掛けた掛け金、15年度末の集計でございますが、約1億6,251万円です。それに対して下田市の方々がいただいた見舞金は約8,270万円、その他協力費とか助成金等々で約2,000万円、そういうものを除きますと、単純に言いますと約5,900万円ぐらいが掛け金から見舞金、協力費、助成金を除いた金額でございます。

当然、この経費から事務費等々、あるいはPR用の経費等々が引かれるわけでございます。それらを具体的にどのように事務費を案分するかというところが、配分率を定めるときに議論になったところでございますが、いずれにしてもいろいろな経緯の中から、均等割40、掛け金残割60ということでの調整が整いまして今回それによつての協議が整い、くどいよ

うですが、12月においてのご審議の結果、ご了解をいただいたということになります。

まず本来は一般的な保険制度におきますと、俗に利益と言いましょか、剰余金が出れば還付金等という形でそれぞれ加入者に配当、配分あるいは掛け金が安くなるとか、そういう制度になっているわけですが、いずれにしましても、この制度そのものは毎年、毎年加入するということと、現実的な話として、下田市の市民の皆さんが、昨年度までの通計でございますが、約35万人という方々が加入しておりました。

実務的に、47年当時に入っていた人は当然亡くなっている方もいらっしゃると思いますし、この方々に応分の配分を受けた約3,400万円ですので、34万9,000人おられますから、100円程度ですか、1,000円になるのかな、ぐらいいかにいきません。そのために、この配分を受けたお金をどうするかということで、内部的にいろいろ議論をさせていただきました。

それらの原資は、今言ったように返せるものなら返したいところですが、現実的にはそれは不可能だということで、新たにそういう基金条例をつくりまして、今後の交通安全対策のいろいろなソフト事業を中心として、その原資を使わせていただくということで、加入者の皆さんにはご理解をしていただくしかないのか ということです。

当然、この基金の処分の目的としては、ハード部分、ガードレールですとか、あるいはカーブミラー等のああいうハード部分については交通安全対策交付金をいただいておりますので、それらで極力対応したいと思いますが、ソフト面で、例えば小学校の入学生、あるいは中学校の入学生、あるいはいろいろな交通安全対策の諸経費、そして交通安全指導員等の経費、そういうソフト的な経費にこの基金を充当させていただいて、少しでも下田市から交通事故を出さないための事業の財源に充てさせていただきたいということで対応させていただくと言いますか、処分をさせていただくつもりでございます。

それから、1人500円ということで、事故があった場合には死亡で70万円、6カ月以上ですと15万円の共済制度があるわけですので、本来なら継続すべきではないかというご意見だと思いますが、これにつきましてもいろいろ議論をしましたが、現実的には民間にも同じような言いましょか、だんだんこういう制度に保険制度も充実しておりますし、また学校の方でも制度があるということで、今回は単独でのこの制度の継続は中止したというのが経緯でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） ただ今の答弁のとおり、本来この賀茂地区交通災害共済の基金と言おうか、残金というのは加入者に還付されるものであるということは、課長も認めているところでございます。そこが大問題です。したがって、最低そういったものを保険業法等は定めているのだらうと思うんです。

したがって、最初から言っているように、賀茂地区の交通災害共済の解散に伴う配分金で、下田市はそれに対する負担を1銭をしていないわけです。しかも、それは強制加入ではなくて任意加入になっているわけです。任意です。そういう特殊な条件になっている。これを一般的な一般会計にそれを入れて使うということは、本来ならば加入されている人たちの同意、合意というものが無い限り、これはできない相談なんです。できなことなんです。

ですから、これはやはり勝手にこういうことをするということが大問題だと思うんです。しかも、受ける配分額については12月議会においても、僕は大変申し訳ありませんでしたが、体調を崩しまして欠席させていただきましたが、12月議会においてもその配分にかかわる合意について議会から不当性があると鋭く問題提起が出されたということを聞いております。

さらに、今年1月に開かれた全員協議会で、私たちの知らない部分にまで市の監査委員からもご指摘があり、市当局はそれに対して一切の反論、弁明もできないと、こういうことが経過になっております。一切、市当局は反論、弁明をされていないわけです。

したがって、これまで加入された人たち、市民の全面的な利益、権益を守るという安易に権益を放棄するという、こういうことは副管理者である市長並びに関係者にとって許されることではないわけです。

当然、法律や正当な解散に伴う財産の還付を受けなければならない。配分を受けなければならない。不当な配分を受けては、これはやはり職務の怠慢と、こういうことになるわけです。したがって、それをさらに本来ならば加入者に還付するということが原則だけれども、それはできないと。できないから市の一般財源に回すという、これはとんでもない話になるわけです。

ですから、私は、この際ぜひこの原案は撤回していただいて、もう一度この受けた配分についてはどう使うか、どういうふうにこれをするかということは、私が申し上げましたように、下田市が今後も交通災害共済のような仕事を引き継いでいくというのも一つの案だと思います。そういうものを含めてきちっとやっていかないと大問題になる。決して無理ではないです。

〔「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） 市は、あるいは町村は、法人格を持たない町村会がこの事務を 30 年余にわたってやってきたわけです。1人の専任職員がいなくても立派にこれをしてきたわけです。したがって、賀茂交通災害共済には、これを選任して専念してやった職員というのは一人もいない。賀茂町村会の職員が兼務で、簡単に言えば片手までこの処理をしてきたわけです。

したがって、下田市のこの 300人近くからいる職員の中で、こんなことができないということは絶対ないわけです。そういうことがわかっていない人たちが無理だとかなんだとかというのは笑止なり。

したがって、そういうふうなことを検討することが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 配分金についての加入者といいたいまいしょうか、考え方でございますが、先ほど申しましたように、この制度は 30年余の歴史がございまして、本来ならば毎年毎年、今言いましたように、加入者が変わるわけでございます。

では、具体的に過去において当然解散ということはこの組合がその当時、あるいは 14年当時までは想定していなかったという事実だと思いますが、その後の事情の変化によって、やむを得ず解散せざるを得なくなったということでございます。

その経過については説明は省略させていただきますが、いずれにしても、そういう直面をしたときに、今、嘗々として約1億 6,000万円という原資の積立てでございますが、それは毎年、毎年、もちろん年によって加入者の状況、あるいは見舞金等々の支給額によって加入者の掛け金だけで対応できたときもあるでしょうし、それが不足をして俗に言う積立金から充当したということもあるようでございますが、そんなプラス・マイナスの結果、原資としては約8億 8,000万円余の原資額を当時利率がよかったということで、倍とは言いませんが、原資に対して約85%ぐらいの利子が発生して、今1億 6,000万円の原資になっているわけでございますが、今言った、下田市だけでも約 30数万人の人たちに、毎年、毎年正直言って加入者が違いますので、その方々に現実問題として果たして配当金ということで配分ができるのかどうか。もしそうであるならば、もっと言うならば、今は 3,500万円の当市の配分はもらっていましたが、その議論をするならば、大変失礼ですけれども、その年、その年で賀茂交通共済において議論をし、その年度で剰余金が出たらならば、その年度に精算を

すべきであったのではないかと私は思います。

それは多分今も言ったように、あの当時といいましょうか、数年前まではまさか賀茂交通共済そのものが解散ということはなかったと思いますので、今後特別な大きな事故等があった場合に対応するための積立金ということで財源を留保といいましょうか、確保していたのではないかと思います。そんなことで、くどいようですけれども、現実的にはなかなか加入者に配分というのは無理だということを考えまして、それならば、交通安全のいろいろな事業に加入者の皆さん方のご理解をいただいて積み立てをして、今後その財源に充てていこうということで今回基金条例を上程させていただいたところでございます。

単独でやれるのではないかというご意見でございますが、先ほど申しましたが、大体その年によって下田市の状況といいましょうか、加入状況等々は変更ありますが、簡単に過去この5年間で見ますと、下田市の共済の掛け金が約650万円ぐらいです。要は1万四、五千人の方が加入しております。それに対しまして、過去5年間の見舞金の平均の支給額は約400万円ぐらいでございます。それから、当然これらに対する事務的経費、加入申込書の印刷ですとか、チラシですとか、そういうもろもろの経費等を勘案いたしますと、見舞金の支給額が特別に多くなければとんとんでいけるのかなという程度ではないかと思えます。その辺は事故の状況によっては、当然赤字になるのかなというのが、数字的な試算でございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 最後に、言うべきことは言ったわけでございますが、先ほどから申し上げているように、この解散に伴い受ける配分金の正当性が議会監査委員からまで指摘されているわけです、問題があると。したがって、今回その正当性を保証するような資料をきちっと出していただきたいと思います。

そうでない限り、これはやはり大変なあれだと。12月議会においてもその配分金をめぐって多くの議員の皆さんから指摘されたということ、私は聞いているわけです。

したがって、今回これをするということについて、その下田市が受ける配分金の正当性、そういったものについて保証する詳細な資料等を出していただきたいと思います。

もう一つは、交通災害ということについて言えば、突然の解散ということになったわけでございますが、受ける金というのは今のお話によりますと、掛け金の残余の運用によって行ってきたというふうに聞こえるわけです。

簡単に言えば、金融機関や、あるいは何らかの債権というか、そういったものによって運

用しそれによって膨れ上がったというふうなことのようにございますが、今回、課長、あなたのおっしゃっている、その都度、その都度益金の処分を決めるべきだったと、議会で議論すべきだったという答弁でございますが、賀茂交通災害共済の議員は、議会の区の選挙によって選ばれた人間ではございません。市長と議長によって構成されているわけです。そのことをもし課長が承知しているなら、市長並びに議長の責任というのは極めて重いことになるわけです。議会でその年、その年で決めるべきだったと。議会というのは、ここの議会ではなくて賀茂地区交通災害共済の議会だと、その議会は市町村長と議長によって構成されているわけです。

その議会はほとんど5分か10分で終わって、あとは飲み食いに終わっていたと。ただで皆、共済組合の金を使って飲んでいたら、これが実態になっているわけです。このことについて陳謝し反省した人は一人もいない。1人としていない。恐らく数千万円のお金が不当に使われているわけです。そういうことをきちっとこの際解散にあたって明確にすべきだと。

終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 小林さんの質問に関連いたしますが、私は課長の答弁を聞いていて疑問になったことがあるので、再度質問していきます。

これは47年からのスタートということで、1人500円の掛け金、これを掛け捨て方式というそうですが、これがいったん組合のものになって、組合のものがさらに運営がどういうわけかできなくなるということで、解散に伴う配分を各自治体の首長だけで決定していいものかどうか、私は一つ疑問に思うわけです。

その根拠は、本来ならば解散に伴う際は、加入者に対して、その業務の内容や、解散に伴う理由を明確に広報なりで公示して、そして意見のある方は申し出て、これに対して加入者の陳述を聞くべきではなかろうかと。これが課長の答弁ですと、毎年加入者が違って配分の違いを個々に、それが利益があったからといって配分するのはいかんということですが、私が今の議論を聞いていて非常に疑問に思ったことは、加入者に対してまったくその説明理由を欠いていることでございます。要するに、今までこの組合自体の過去の経理内容を公表しているかということ、加入者に対してまったくしていない。その内容は接待や根拠のない飲食で数百万円も使う。そして内容にも疑義がある視察等でもお金を使っている。こういったことは加入者はまったく知らないわけです。こういうことが公示されて、そこで説明会が行

われれば、中ではこういう内容について聞きたいよということもあるはずなんです。その上で、首長会議を開き、そこで理解していただいた上で解散するのが当然の理ではないのかと。私はそういうふうに思うわけですが、その点についていかがですか。

総務課長（高橋久和君） 組合の解散についての手続については、先ほども言っていました12月において、こういう経緯ということでご説明をしたところでございます。

今言われましても、首長だけでということではなくて、首長同士で当然協議をし、それぞれのいいましょうか、賀茂交通共済組合の中の議会の中でも当然経緯等については説明があり、ご審議されたと私は思っております。そんな協議が整いまして、初めてそれぞれの構成団体の議会にこういうことで解散をいたしますと、それをご承知くださいということで提案し、異論はあったことは、12月事実でございますが、下田市議会においては少なくとも、ご承認いただいたと私は理解をしております。そういうことですので、その辺はご理解をさせていただきたいと思えます。

それから、具体的に組合の経費といいましょうか、事務執行の中でいろいろおかしな支出があったというような質問、ご意見でございますが、それについては私も確実にどういうものがおかしな経費なのかどうかということはちょっと掌握しかねております。ただ、この解散ということが決まってから、下田市においても広報あるいは回覧で、組合そのものも解散をいたしますということでのPRといいますが、チラシはやっているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 12月に理解されたということですが、私は、この賀茂交通共済の基金条例を下田市が引き継ぐことにおいて、やはりある一定の手続上の加入者に対する説明責任があるのではないかと、こういうことを言っているわけです。

だから当然、前もってこの条例をあれする前に、広報等でこういう問題について実は解散を伴うと、こういう意見を陳述する機会があってもいいのではないかとという一つの問題提起をしているわけです。

12月に、それが承認されたとか、承認されないというのはまったくもってのほかの話で、今これに関連するから聞いているのです。それについてやはり明快な答弁が私は必要ではないかと思うわけです。

要するに、ここで問題になるのは、本来ならば加入者に還元されるべき利益が出ているということなのですよ。

〔「そんなことない」と呼ぶ者あり〕

14番（増田榮策君） 基金の運用で出ていると、きちっと言っているんだ。だから配分金だって出ているわけだ。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

14番（増田榮策君） そうでしょう。それで議会から選出の監査委員もちゃんと指摘しているではないですか。指摘してくれているではないですか、議会の監査委員からも。議会の皆さんが選んだ監査委員が全員協議会において約 1,000万円からのものが下田市は利益を受けていると、受ける権利があると、こういつているわけですよ。それについての説明を、当局が今まで何の釈明も、弁明もしていることを私は聞いたことはないですよ。その点について明快にやはり説明すべきではないのかな。そういうことで質問したわけです。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） すみません、私の勘違いでしょうか。増田さんの積み立て等々の考え方でございますが、配分を受けるという経過、あるいは配分率等についてはご理解をいただいたという意味で、私は答弁をさせていただきました。

今おっしゃられていますのは、その配分を受けた金額を本来ならば加入者それぞれに返すべきだろうと。しかし、諸般事情で、現実的にそういうことが三十数万の人たちに返すことが不可能なのだから、市としては受けた約 3,500万円の金額を基金として今後運用させていただきますという意味での市民への広報PRがされていないのではないかというご質問ですよ。そういう理解ですので、それについては正直言って、今後この議会においてご承認をいただければ、皆さんからいただいた浄財はこういう形で使わせていただきますというのはPRをさせていただきたいと思います。

それから、配分金が多いとか、少ないとか、配分率がどうだということにつきましては、12月の解散あるいは配分率についてのご審議の中で、先ほども言いましたが、何人かの方からのご意見があったことは重々承知しております。そして先ほど小林さんも言いましたが、全員協議会の折に、監査委員という立場だったのか、一議員という立場だったのかは私はわかりかねますが、一議員のそういったことも重々承知をしております。しかし、配分率等については事務局も含め担当者あるいは担当係長、担当課長、そういう経過を踏まえ最終的には首長の間で、この率でいくしかないだろうということで協議が整い、それを上程し、ご理解をしていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） これはまったく水かけ論になりますが、最後にわかりやすく私がもう一度聞きますから、その1点だけ説明してください。

要するに、課長はこの利益は本来加入者に還元されるべきだと、こう言っているわけなんですよ。しかしながら、この加入者がまったく毎年違って個々に配分するのが困難であると、こういうふうに言っているわけですよ。配分する意思はあるんだと、はっきり言って。それならなぜこの条例の前に加入者に対して経理内容を公開し、そして解散の理由を明確に加入者に示して、そして行政がこのお金の配分をいただいてよろしいでしょうかと、こういう使い方をしてよろしいでしょうかと、私はこういう了解を得るのが筋ではないのかと、こう聞いているのです。

こういう明快な答弁がないわけですよ。これを明快に答弁していただきたい。それでなかったら、ここの問題には入れないということを私は言っているんです。いかがですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 解散をする理由、経過等については、先ほども言いましたように、賀茂交通共済組合からも、あるいは下田市からの広報等についてもその旨で加入の皆さんには告知をしております。そして16年度中に事故がおきた方については、組合が解散しますので速やかに加入の手续を取った町村に申し出てくださいますという事で、私たちはPRをしているつもりでございます。それらを受けて既に、まだ病院等へ通っているけれども、まだ治癒をしていないけれども、事故に遭いましたよという方々の申し出は数件きております。今後それらも、まだ3月31日まであと20日ぐらいございますから、PRをさせていただくつもりでございます。

要は、配分金といいましょうか、剰余金は本来ならば配分すべきだと。それは言われるとおりだと思います。ただ、現実的にはなかなか大変だというのはご理解していただきたいと思いますので、今後下田市の加入者につきましては、配分を受けた3,500万円余の金額はこういう形で使わせていただきたい、ご理解いただきたいというPRは積極的にやるつもりであります。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） いろいろな議論がなされていたんですけども、実はこの賀茂共済組合、一般に組合なんです、あれ。組合が解散したときは、組合の構成員に当然配分がなされ

るわけですよ。しかし、組合が何らかの、例えば商品を販売していたときに、この場合の商品というのは保険なんです、保険商品を買ってくれた人に解散のときに持っていた財産を配分するという事はないんですよ。

例えば、今仮に農協さんが解散したときに、農協さんの組合員には配分するでしょう。しかし、農協さんが扱った商品を買ってくれた人たちに財産の配分ということはできませんよ。

この場合で言えば、加入員に対して配分などという議論はないんですよ。ただ、組合を構成していた人たちに対しては、当然配分するんだらうという議論は出てくるわけです。ですから、7市町村に対しては当然配分をしなければならないわけです。そことのところがやはり整理されている必要があるだろう。

私が一番聞きたいのは、実はこの解散のときから出ていたんですが、下田市を除いて、今度は町になりますから、市町村は町だけですが、町が新たにこういう共済事業を行うと。それは形が民間になるという話も出ているんですが、そういううわさはずっとあったんですが、そのことの真意を、あるいはそのうわさについて御存じかどうかということを知りたい。

それから、他の町においては、この配分金をどのように使うことになっているのか、承知しておれば教えてほしいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） この組合についての今までの事務は町村会にやっていただいたわけですが、町村会が今後なくなるのか、継続するのかというのは正式な形では私は承知しておりませんが、漏れ伺うところによると、何らかの形で残りそうだと。しかし、その事務が今の県の総合庁舎というのでしょうか、あそこではなくなるような話もちょっと聞いております。細かいことは、正直言ってわかりかねます。

今のこの組合に加入している各市町村の動向でございますが、全市町村とも私の承知している限りでは、継続してこの交通共済の事業はやりません。それぞれの市町村もこの配当を受けました配分金を原資に基金として積み立てをして、そして何らかの形でそれを交通安全対策事業等に使うということで聞いております。

と申しますのは、当然構成団体としてこれらを今後どうすべきかというのは議論をさせていただいていましたので、全部が全部同じような条文、あるいは条項かというのはともかくとして、考え方としては同じようなことで基金条例をつくり、かつ1年間そういう方々については請求権がありますので、見舞金を支給するという条例を出そうということでは統一されております。

以上です。

3番（伊藤英雄君） 町村会ではないけれども、何らかの形でこの共済のものは残るといような、実際そういうような動きがあるという理解でよろしいでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） この賀茂交通共済そのものの事務は残らないと私は思っています。ただ、今まで町村会という組織では横の連携を取るべきあの会は町会という形になって。

〔「町というのは、町会の...下田のそういったところが町会が継続するといううわさを聞いているけれども、それはどうなんだと」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） ですから、構成団体が単独でこの事業をやるというのは聞いておりません。単独ではなく、どこかと、どこかの町が共同で継続しようというの、私は今のところ聞いておりません。

議長（佐々木嘉昭君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩させていただきます。

午後12時21分休憩

午後 1時30分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第17号に対する質疑を続けます。

質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） それではまず、平成16年度のこの会計の決算見込みについてお尋ねしたいと思うわけでございます。

15年度の決算は54人の方に見舞金が支給されたと、493万円であったと、掛け金は613万円であったと。こういう具合に前回、12月議会の決算報告で出ているわけですが、16年度は恐らく1万2,000人を超える方が加入されていると思うわけでございますが、何人で掛け金がいくらで、現在までに見舞金がどのくらい支給されているのか。特に、この組合を運営していく上での事務経費が16年度どの程度のものでおさまろうとしているのか。まず1点、経理状況と見込みについてお尋ねしたいと思うわけでございます。

2点目は、先ほどの答弁の中で、民間の保険制度がそれぞれ発達してきて、その必要性がなくなったので廃止をすると。このようなニュアンスの答弁があったかと思うわけですが、下田市について言えば、ある時期には45%あるいは55%以上の加入者があると。そういう中で1万人を超える方々が参加して互助精神の下に運営されてくると。これと似たような制度が民間にあるのか。私はないと思うわけですが、何をもってこの制度に代わるものがあると考えているのか。また、中学生に対する交通安全上のこの見舞金の制度もあるんですよという答弁もされていましたが、それらのものがどのようなものであるのか。2点目の質問としてお尋ねしたいと思うわけですが。

それから3点目は、この制度はご案内のように、隣組長さんを通じて世帯単位に、加入者は個人の任意ではございますけれども、世帯単位に取り組みまわると、こういう形で、まさに地域、町を挙げて、市を挙げての互助精神に基づく見舞金制度としてあったわけがあります。したがって、この積立金は、会員である加入者に当然諮るべきものであると。

ところが、加入者が多くて35万人もいるからだれかわからないと、このような見解でございますが、個人、個人ではなくて、世帯を単位にそれぞれ加入を呼びかけてきたと。こういう経緯があるわけですので、隣組長さんや、あるいは区長さんを含めて、この制度が本当に疲弊をしてきて必要ない制度であるのかどうか。どのような方向で進めていったらいいのかということは当然問いかけ、あるいは公聴会を開く等々の手続を取るべきものとするわけですが。

この積立金が掛け金として加入者のものであると、できる限りそこに利益を還元したいと。こういう観点に立っているにもかかわらず、それが困難だからやらないということではなくて、その困難をどういう形で乗り越えることができるのかと。こういう取り組みが必要であると思うわけですが。そのような取り組みをなぜしてこなかったのか、しようとしなかったのかという点を、4点目の質問にさせていただきたいと思うわけですが。

それから、次はこの条例第1条に、市民の交通安全対策事業の推進に資する経費の財源に充てると、こういう具合になっているわけですので、さらにこの配分金だけではなくて、市民からの交通安全への寄附金をもってこの会計に充てると、こういう具合にうたっているわけですが。この市民からの寄附金というのはどのくらいの金額を見込んでいるのか。あるいは、そういう実績がなくてこのような状態になっているのか。

市民の交通安全対策事業の推進の経費に充てるとということになりますと、先ほどソフト的なものに充てるのだと。こういうことですが、約2,740万円程度の配分金があって、

見舞金をいくらか支給して、あと残ったお金をこういう交通安全対策のソフト運営に充てると。こういうことだろうと思うんですけども、どのくらいの費用を年間ソフトの方に充てようと考えているのか。恐らくきちっとやるということになりますと、18年3月に締めて19年度にはこの予算の基金を全部使い切ってしまうということになりはしないかと。どういような交通安全対策ソフト面を考え、その経費は年々いくらかのものを想定しているのかということをお尋ねしたいと思うわけでございます。

さて、これらの状況から見まして、6点目は、なぜこのような事態に立ち至ったのか。いろいろな形の想定がされると思うわけでございます。先ほど課長の答弁の中でも、町村会が町会になると。やはりこの賀茂地域の団結といいますか、広域行政を推進していくという観点からいきますと、やはり町会だけではなくて、この下田市も入った市町会というようなものがきちっと形づくられていくことが私は必要であろうと思うわけでございます。

なぜなら、この町村合併の破綻したそのしわ寄せがこのような形で、計算センターや、あるいはこの交通安全対策事業の解散という形に立ち至っているのではないかと、こういう疑問を強く持たざるを得ないわけです。そういう意味で、この賀茂地域の広域行政、団結をどう図っていくのかという観点からもこの課題は大きな内容を含んでいるだろうと思うわけです。

もう一点はそういう意味で、この役割を果たしたから解散ではなくて、むしろ下田の議員さん方から監査請求がされたら、大変問題にされる事業だと。そうであれば、こういうものを解散してしまったらどうかと、こういうことで解散したのではないかとというような巷のうわさも流されるような事態に立ち至っているわけでございます。

なぜなら、200万円を超えるような500円の掛け金が研修費に使われるとか、あるいは多くの金が飲み食いに使われるとか、こういう形での監査があったわけですから、そこら辺も全体の責任と、経理的にどうであったのかということをおきちっと明らかにすることによって、そのよううわさを打ち消していくと。そうでなかったのか、あったのかというようなことが必要であろうと思うわけでございます。

最後の7点目としまして、この制度は1万2,000人からの市民が参加して、大体交通事故に遭った年間60人くらいの方々に支給をしていると、しかも、十分財政的には支給ができるという実績が恐らく16年度決算の中にもあると思うわけです。そういう観点からすれば、たまたま効率化を図って一部事務組合の制度で実施してきたわけでございますが、その多くの加入者の半分以上が下田の市民だということになれば、当然この配分金を基金にして同じ

交通災害見舞金制度を続けていくということが多くの市民が望んでいることであり、この配分金の明朗な解決の方法であると、こういうことになると思うわけでございます。

当然こういう意見が区長さんや市民の中に多くあろうと思うわけでございますので、そのような意見を聞くような機会や場所を設けてこの条例は撤回をして、そういう観点から考え直すということが必要であると思うわけでございますが、そのような見解についてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） まず、16年度の決算見込みがどうなるかということでございますが、ちょっとデータの古いかもしれませんが、2月10日時点での加入状況でございますが、全体としては8万885人、これは賀茂郡中の人口です。それに対しまして、加入者が4万3,314人、加入率としては53.6%でございます。うち、下田市民の方々は1万2,145人44.6%の加入状況で、下田市だけの会費は670万円ぐらいの会費になっております、

それに対しまして、見舞金の請求者については51件ございまして、金額としては404万円、その他添付書類の助成金として25万5,000円ということで、見舞金等々で430万円ぐらいが給付関係だということで理解をしていただきたいと思います。

それ以外に、当然事務費あるいは各行政区に対する加入者に対しての手数料等々がございまして、事務比率はまだ多少未執行の分があるようですので、それらについて具体的にどうなるかというのは今、正直言って持っている数字がございませんのであれですけれども、一般的な事務費的なものについてはほとんどが執行済みということだと思いますから、事務費等々がそれほどもうかかりませんし、3月に開かれた組合の方の議会でそれらを精査したと聞いておりますので、一般的な事務費的な経費についてほとんど不用額がないような形の調製をしたと思いますので、基金以外の配分金はそれほどないのかなというように思われます。

それから、解散の一つの理由として、民間保険等が充実した、あるいはそれに代わるようないろいろな制度があるよという説明があるけれども具体的にどういうものなのだということだと思いますが、まず一つには、学校の子もたちの関係は学校安全共済会という制度がございます。そういう制度がありますということ。それから、老人クラブの皆さん等を対象にしたものについては老人クラブ障害保険、あるいはそれ以外に自動車同乗者等に対する安い制度があるということで、細かい内容はともかくとして、民間でも加入金が500円という低額かどうかはともかくとして、民間でも同じような組織といたしましうか、保険制度があ

るということは一応聞いております。

それから、解散をするといいたまいますか、この事業を中止するという決断をする経過の中で、市民の皆さん、特に現実的には隣組の皆さん方、組長さん、区長さんを通して加入申込みをしているわけですから、それらの組織を通して組員の皆さんといいたまいますか、市民の皆さんの声を聞くべきではなかったのかなということですが、いずれにしても単独でやることについての議論というのは、はっきり言って、当局としてはそれなりに議論をさせていただきましたが、やはり単独ではなかなか持ち切れないのかなと。それと同時に先ほど言った、民間でもまるきり同じ制度とは決して言いませんけれども、民間でもそういう制度が充実し始めているので、単独ではちょっとこの際はやめましょうというようなことがありましたので、正直言って、市民の皆さん方からの声を聞くという、監査委員がやる公聴会的なものは、正直言って開いてはおりません。

それから、今後この基金の処分目的としての、あるいは基金を設置する目的のために対策事業としてどんなものを考えているのかということですが、16年度はとりあえずありません。17年度また後ほどご説明させていただくことになろうかと思いますが、基金から700万円ぐらいの取り崩しを予定させてもらっております。

その内訳といたしましては、16年度中に事故に遭い、まだ通院等をして治癒していないという方がいらっしゃいますので、その方々が17年度になってから見舞金の請求が想定されますので、これもあくまでも過去の類推といいたまいますか、見込みから300万円ぐらい請求があるのかなと。これも本当に見込みですのでわかりませんが、だいたいそれぐらいが来るだろうということで見舞金分として300万円、その他ソフト事業として400万円700万円を取り崩す予定で17年度は予算措置してございますので、18年度以降については見舞金というのがなくなりますから、ソフト事業、当然これもその年、その年によって多少交通安全対策に対する事業も変わってこうようかと思っておりますので、そういう意味では300万円から400万円ぐらいはそういう形で17年度と同じような形での事業費に充当させていただくならばかかるのかなということになろうかと思っております。

それから、寄附金等を想定しての積立金の条例になっているかということですが、具体的には今交通安全対策ということでの目的の基金に浄財として寄附金があるということにはございません。ただ、こういう制度ができ、こういう基金ができたということを今後、先ほど増田さんのご質問にありましたが、PRさせていただくつもりでありますが、もしそういう目的のために使ってくださいという浄財があれば、それは積み立てさせていただきたい

というふうに考えております。

この賀茂交通共済が解散となった一つの原因として町村合併等々のからみもあるのではないかとこのようなお話でございますが、それが直接的にこの賀茂交通共済組合の解散と合併とがリンクしたのかどうかということは私にはわかりかねますが、いずれにしましても、十分な首長あるいは組合議会においての議論を踏まえてやむを得ず解散をせざるを得なかったということで、ご理解していただきたいと思っております。

それから、今後配分金を使つての下田市単独での同事業の継続をしたらというようなことだと思いますが、先ほど言った理由で現時点では単独では事業としては取り組まないということになっておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 学校安全共済会については、ここ二、三年の間にできたものではなくて、学校の一つの制度として既にもうこの交通安全共済ができた、恐らく昭和 47年度にはあった制度だろうと思うわけでございます。老人クラブ障害の保険というのは、この近年でできたものであるかとは思いますが、交通事故を対象としました多くの4割から5割の市民が加入してお互いに助け合っていくというこの互助精神の制度というのは、他に例を見ないのであると思うわけです。

16年度の決算見込みからいっても、また15年度の実績からいっても、670万円の会費で見舞金は430万円、その他含めて450万円だと、残りは当然220万円からあるわけですので、十分経費に充てられると。確かに、5割入っていた方々が4割に減ってきたというようなことはありますけれども、十分やはり継続のできる計数的な実態を示していると思えますし、決して交通事故件数の見舞金が60件ぐらいのものが10件になったとか、5件になったとかというようなことではなくて、50件から60件の間を前後していると。こういう実績を昭和47年からの計数を見ると出ているわけでございますので、これはもうはなから廃止をするのだという政策的な決定がまずあって、結論が出されたのではないかと、このような疑問が持たれるわけでございます。このような経営上の計数をどのように分析して単独では継続が困難であると、こういう結論を出したのか再度質問したいと思えますし、改めてその政策を立て直していただきたいと思うわけでございます。それらの観点のためには、やはりきっちり区長さんなり、隣組長さんとの話し合いを持って、その意向を受けとめるという姿勢が必要であらうと思うわけでございます。

3点目としまして、先ほど言いましたように、この制度の監査請求が出されて、その乱脈

な経営があばき出されるのを恐れて解散をしたのではないかと。このようなうわさが立っているわけですので、それらのうわさをきちっと、そうであるのかないのか、資料を出して明確にしていくということが必要であろうと思いますが、その点についてはどのように考えているのか答弁がございませんでしたので、再度質問をしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 経費的に今、単独でできるのではないかとということですが、先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、この近年の5カ年間の平均でいきますと、事務費がどの程度かかるか、先ほどもちょっとどなたからか出ましたが、実際には今までのこの組合については、町村会に事務をやってもらっておりまして、会計的にもうちから約400万円、あるいは450万円程度事務費相当ということで町村会の方へ補填をしていました。

ただ、賀茂郡中の事務と、下田市単独になった場合のときの事務費といいたいまいしょうか、経費というのは当然金額が少なくなるとは思いますが、簡単に言えば、今までの過去の実績等からすると、掛け金に対して半分ぐらいは見舞金、あるいは見舞金に付随した添付書類の診断書の費用ということでよろしいのではないかと思います。

今までのような形での加入方式をとりますと、計算センター等々からで全世帯名簿みたいな加入申込書を印刷し、それを配布し回収をし、そして加入をいただいた件数に応じて多少ですけれども、協力費なものを、利益をお渡ししましたので、そんな問題、それから件数は少ないといえども、やはりそれなりの掛け金の回収、あるいは整理、あるいは毎月、毎日毎日とは決して言いませんが、けがをしたという方たちの相談に対する対応だとか、見舞金の支払い等の事務で正規職員が果たしてできるのかというのは、ケースによっては臨時等の対応ということになるのか、その費用がどうなのかは細かくはまだ試算してございませんが、うまくいって数百万円残ればよし、場合によったらとんとん、これはとんでもない何人かの、例えば1人死亡ですと70万円の保険金ですので、家族3人あるいは4人であっては困りますが、そういうことになれば、300万円ぐらいはすぐなくなってしまうよということだと、単年度的な経理で考えたときに多少余裕があるというか、黒字になる年もあるでしょうし、年によっては赤字になるということもあるのかなとは思いますが。

それから、不正経理を隠すために解散をするというようなご指摘ですけれども、具体的にどういうことなのか、申し訳ございません、私には、よくわかりかねますが、数年前にこの組合に対して住民監査請求が出たというのは承知しておりますが、それは一定の手續に基づいて当組合の監査委員等が審査をし、それなりの報告がされていると思います。結果として

そういういろいろなご指摘を受けまして、組合の条例等については一部事務組合法という法に基づいた組合だということで改正等をしていくというのは承知しております。

今回の解散の理由が当時のそのような不正経理を、具体的に何を言っているのかわかりかねますが、そういうものをカモフラージュするために解散するというご意見のようですが、私はそんなことはないのではないかなとは思いますが。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 最後の質問になるわけでございますが、先ほどの質問の答弁をいただいておりますので、ぜひ隣組長や会員である加入者の権利をきっちり聞いて、意向を受け入れていくというこの姿勢が必要だと思うわけです。そういう意味では、この1年間のみやって今当局が出しているような方向と、当然単独で続けてほしいという意見も出てきていようかと思うわけです。それらのものを聞くという姿勢を当局は示さずに政策決定をしてきたと言わざるを得ないと思うわけです。

ですから、その点を改めていただいて、再度市民に、加入者の主だった人たちにきちっとその意向を聞いて政策決定を改めていくと、要望があればそのような姿勢をとっていただきたいと思うわけでございますが、この点はどうかということの答弁をいただいたおりませんので、大事な点ですので、改めて最後の質問の一つにしたいと思うわけでございます。

それから、既に2,700万円からの積立金があれば、先ほど具体的なケースで死亡70万円が4人出たと、それにしても280万円と1桁単位が違うわけでございますので、17年度に加入金をいただかないわけではございませんので、同じような500円で70万円ということ想定しても、十分経理的には成り立つという具合予想がつくものだろうと思うわけでございます。全体を加味して今当局の出してある積立金等の廃止をするという見解をもう一度白紙に戻して、検討し直すということが必要であろうと思うわけですが、その点についての見解を最後にお尋ねして終わりたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほどからの議論でございます。

この賀茂交通共済はあくまで単年度の申し込みというような形で、我々行政とすれば16年度に申し込んだ方の分については17年度いっぱいしっかりと責任を持って対応するというような形でございます。

それから、一部事務組合という構成団体の中で構成されている組織でございますので、や

はり全員合意でもって、これを今回解散ということになれば、やむを得ないというような判断を私もさせていただきました。

そういう中で、単独という問題につきましても、私も実際は考えてみたんですよ。下田市の場合、果たして単独でそういうことができるのかなということでやったのですが、やはり怖いのは、もし何かの大きな事故が起きた場合、加入者がたまたま旅行に行って、例えば大きなバスが事故を起こしたということになったときに、大変大きなお金が出ていってしまう、そういう形で過去の場合はそういう大きな事故がなかったんですが、やはり七つの町が責任もって大きな資金を持っておれば、ある程度のものはフォローできたんでしょうけれども、単独という形になると、そういう大変危険なものを抱えてしまうということになると、もしまたそういう事態が起きたときに、そういうものに参加していないと今度は市民の税金を投入しなければならぬのだらうと。そういうような判断でもって、実際にはほかの町とも一緒にやろうかなというような考え方をちょっと述べたこともあったんですが、やはり皆さんがほとんどやらないというような考え方があったものですから、下田市としては前へ進めなかったというような形で、今回単独ということもなしと、そういう判断でございます。

ですから、先ほど言ったように、あくまで単年度契約の保険でございまして、継続して入られる方もありますし、入ったり抜けたり、それから新規に入ったりやめてしまったりというような形でございますので、やはりこれは先ほど伊藤議員が言ったように、構成団体の方にお金を戻してそれを有効に市民の方に戻していくというような方法しかなかったと、こういう判断をさせていただいております。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 言ってください、質問を。

1番（沢登英信君） このところの経過を見ますと、合併問題を含めて本来団結して手を結んでいくべき広域行政が解散に立ち至っていると。それは、やはり町村会と下田市というような対立構造がそこに生まれているからではないかと。そういうことであってはまずいと。

そういう意味では、町会と市を含めた市町会というような形で、この賀茂郡下の統一を図っていくという努力が下田市に求められていると思いますし、他町村にそういう協力を要請していく必要があると思うわけでございます。その点、どのような見解をお持ちになっているのかお尋ねしたいということでもあります。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 下田市と残りの6町村の対立というのは、あくまで沢登さんの憶測だ

と思うんですよ。ただ、市とやはり町村というのはいろいろな面で違っている部分がありますから、今まで町村会、それから市は市という単独の形の中であったんですが、今後は先ほど課長も言ったように、町村会がなくなって町長会らしきものが存続するというようなうわさは聞いておりますが、まだ正式に我々はどのような組織で残されていくのかということは聞いておりません。

ですから、そういう面で市町会というのはちょっとよくわからないんですが。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） そうなりますと、今度は事務局の問題とか、例えば町村会がいわゆる解散をして町長会になるという話も行政センターに今度は事務局を置けないという中で外へ出なければならない。そうすると、どこかの町がその中に事務局を置かなければならないというようないろいろな問題も含んでいるようなことを聞いておりますので、まだ正式にその町長会というのがどんな形で組織ができて、どこかの町が事務局を受けてやるのかということも聞いていませんので、その辺の答弁は差し控えたいと思います。

また、市がリードして町長会を巻き込んでやっていったらどうかということは、過去の流れの中でやはり市と町村会というのが分かれたのは、行政の町と市というのは県の中でも市長会あるいは町村会があるように、組織としては同じものをやっていけるという組織はまったくないということだけをご理解いただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議第 17号議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 18号 下田市交通災害共済見舞金支給条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただ今、議題となっております議第 18号議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

議第 19号～議第 22号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 19号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第11号）、議第 20号 平成16年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第

21号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第 22号 平成16年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長(高橋久和君) それでは、議第19号から議第22号までの各種会計補正 予算についてご説明申し上げます。

補正予算書及び説明資料をお手元にご用意願いたいと思います。

初めに、各種会計補正予算の事由でございますが、平成 16年度会計も年度末を迎えまして大部分の事務事業が終了したことに伴い、これらの経費の精算並びに特殊事情によります事務事業費の必要経費を予算計上させていただくものでございます。

それでは最初に、議第19号 平成16年度下田市一般会計補正予算(第11号)でございます。予算書の1ページ目をお開き願いたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入 歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,973万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103億8,195万5,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりさせていただきますと思います。

次に、第2条の債務負担行為の補正でございます。7ページ目をお開き願いたいと思います。

第2表の債務負担行為補正(追加)でございます。事項、中小企業災害対策資金利子補給補助金は先の台風第22号によりまして施設が被災し、営業収益損をしたり したため、市内37件の中小企業者が借り入れをいたしました災害対策資金に対する利子補給であり、期間は平成16年度より平成18年度までとし、限度額は事業予定額 510万1,000円の範囲内で平成16年度予算計上額 102万6,000円を超える金額は平成17年度以降において支払うものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、8ページ目をお開きください。

まず、第3表の1地方債補正(追加)でございますが、北湯ヶ野用水路改修事業1件につきましては地域再生事業債の対象事業となったため、2件で 430万円を追加するものであり、起債の方法、利率等は記載のとおり条件で借り入れるものでございます。

次に、9ページの第3表の2、地方債補正(変更)は既定の地方債の変更で、急傾斜地対

策事業3事業につきまして、それぞれ事業費の確定等によりまして借入限度額を補正後の額に変更するものでございます。なお、変更によります起債の補正額は670万円の増額となるものでございます。起債の方法、利率等は変更ございません。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして、補正予算説明資料によりさせていただきます。説明資料の1ページ目をお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございますが、総務課関係といたしまして主なものとして、16款2項1目総務費県補助金は64万3,000円の減額で、補正内容欄に記載の各事業の実績に基づき精算するものでございます。

17款2項1目不動産売払収入は1,202万2,000円の追加で、私有地売却収入の1,129万6,000円は国道135号線の白浜三穂ヶ崎地内で県による交通安全対策整備事業に伴う用地の売却等、及び武ガ浜地内の私有地立木材に対する貸付地の売払いによるものでございます。立木売払収入の72万6,000円も国道135号線の改修に関連した立木の売払収入でございます。

次に、21款5項4目雑入の2,712万5,000円のうち、主なものは賀茂地区交通災害共済組合配分金2,729万5,000円で、これは本年3月31日をもって交通災害共済組合が解散するため協定に基づき基金の80%相当額を本年度交付されるものでございます。

22款1項2目農林水産債の208万円の増額から、2ページの22款1項7目商工債の150万円の減額まで、各目負債の増減は先ほど地方債の補正でご説明いたしましたように、事業の確定及び確定見込みにより調整をさせていただきました。

次に、市長公室関係といたしましては、16款2項1目総務費県補助金の90万円及び3ページ雑入中の140万円の減額は、開港150周年記念事業に対する補助金の減。3項1目総務費委託金の73万6,000円の減額は商業統計調査等の各種統計調査に対する補助金の決定により減額となりました。

18款1項5目総務費寄附金の75万2,000円は日露友好交流事業に対して交流部会よりの指定寄附金でございます。

次に、3ページの税務課関係といたしましては、1款1項1目個人市民税75万円の追加補正から1款7項1目都市計画税250万円の減額補正までの各税目は記載のとおりの内容で、現年課税分及び滞納繰越分の収納見込額により予算を調整させていただきました。なお、市税全体といたしましては、1,500万円の減額補正となりました。

4ページの16款3項1目総務費委託金は152万5,000円の追加で、市県民税の徴収見込みの増により増額となるものでございます。

次に、健康福祉課関係でございますが、主なものとして 21款 5項 3目過年度収入の 60万9,000円は保育所運営費に対する国庫補助金として、5項 4目雑入の 150万円のうち保護費返還金の 130万円は、法第 63条及び第 78号に基づく返還金でございます。

次に、福祉係関係でございますが、主なものは 5 ページ 15款 1項 1目民生費国庫負担金の 403万 5,000円の減額から、16款 2項 2目民生費県補助金の 39万円の増額はそれぞれ補正内容欄に記載の施設支援費や児童手当の対象者の増減により、各事務事業の精算及び算出の実績見込みに伴う歳入の補正でございます。

次に、6 ページ目の子育て支援係でございますが、主なものとして 15款 1項 1目民生費国庫負担金の 66万 8,000円と 16款 1項 1目民生費県負担金の 33万 4,000円の減額は、民間保育所の入所児童の減少により国庫負担金が減額となるものでございます。

16款 2項 2目民生費県補助金は 75万円の追加で、多様な保育推進事業は対象児童数の減により 121万 3,000円の減額。地域保育所運営費は 196万 3,000円の追加で柿崎保育所の児童数の増により補助単価がアップしたため増額となるものでございます。

次に、健康づくり係でございますが、13款及び 16款の第 2次救急医療運営費に関する減額は、それぞれ補助金基本額の改正に伴い減額となり、救急医療協力促進事業の 186万 8,000円の減額は第 1次救急の補助基本額のうち、自治会割が一般財源化されたことにより減額となるものでございます。

次に、観光商工課関係でございますが、主なものとして 14款 1項 5目商工使用料は 122万 1,000円の追加で多々戸温水シャワー、下田市民スポーツセンター、外ヶ岡交流館使用料はこれまでの実績と今後の実績見込みにより、それぞれ調整をさせていただきました。

16款 2項 5目商工費県補助金の 150万円の減額は外ヶ岡交流館公衆便所整備事業の完成に伴い精算により減額となるものでございます。

次に、農林水産課関係ですが、主なものとして 14款 1項 4目農林水産使用料は 180万円の減額で、あずさ山の家使用料は実績及び今後の収入見込みから減額見込みとなるため、16款 2項 4目農林水産業費県補助金の 46万 3,000円の減額から、8 ページの 16款 3項 3目農林水産業費委託金の 47万 4,000円の減額は補正内容欄記載の各事業の精算等による増減でございます。

次に、建設課関係でございますが、主なものとして 18款 1項 3目土木費寄附金の 121万 5,000円の減額は、県 営急傾斜地崩壊対策事業のうち中地区ほかの事業費の減により受益者よりの寄附金が減るものでございます。

次に、教育委員会学校教育関係の主なものでございますが、18款1項4目教育費寄附金の500万円で北海道登別の野口氏よりの教育振興にあたるためとして本年度も500万円の寄附をいただきました。

次に、歳出でございますが、まず9ページの議会事務局関係でございますが、1款1項1目議会事務の48万5,000円の減額は議員研修の不用額によるものでございます。

次に、総務課関係でございますが、主なものとして2款7項2目交通安全対策推進基金の2,729万5,000円は、先ほど議第17号下田市交通安全対策推進基金条例の制定、及び歳入でご説明しました賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴い配分金を受け入れ、今後の交通安全対策事業等へ充当するため基金へ積み立てるものでございます。

それ以外の各歳出補正は補正内容欄に記載の各事業の事務事業の精算等によるものでございます。12款1項1目一般会計予備費は3,960万5,000円の追加補正で歳入歳出予算の調整額でございます。

次に、市長公室関係でございますが、主なものとして2款1項2目臨時管理事務の168万8,000円の減額は臨時職員の減等により共済費が150万3,000円の減額になるものです。

2款1項4目広報広聴事業の70万円の減額は広報「しもだ」の入札差金。

10ページの2款1項7目開港150周年記念事業の105万円の減額は事業の終了による不用額。

2款5項2目指定統計調査事業の73万6,000円の減額は調査員の人員減に伴い報酬の減額。

2款9項2目南伊豆総合計算センター負担事務の1,605万8,000円の追加は計算センターが3月31日で解散するため、リース物件の残りリース残金額に係る違約金の下田市負担分として追加するものでございます。

次に、税務課関係でございますが、2款2項2目資産税課税事務及び市税徴収事務のそれぞれの補正は、固定資産税の課税のための標準地不動産鑑定委託料の入札差金と、申告関係や督促関係の郵便料の追加補正でございます。

次に、市民課関係でございますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳事務の193万8,000円の減額は人件費及び事務的経費の徴収による減額でございます。

次に、環境対策課関係でございますが、主なものとして4款3項3目焼却場管理事務の108万2,000円の追加は人件費と焼却灰の処理委託107万1,000円の追加、11ページの南伊豆衛生プラント組合負担事務の1,550万円の減額は、プラント建設事業の入札の結果、予定していた予算額より大幅に減ったため減額となるものでございます。

次に、健康福祉課関係でございますが、主なものとして3款1項1目社会福祉総務事務の382万1,000円の減額は、人件費の減額と社会福祉協議会に対する人件費補助金の減額でございます。

3款5項1目海外救助事業の43万6,000円の減額は台風第22号及び第23号における災害見舞金の対象世帯の減によるものでございます。

福祉系の主なものとして、3款1項2目特別障害者手当等支給事務の48万円の減額は、手当支給者の減により在宅身体障害者援護事業の50万1,000円は更生医療費の増額等により、3目心身障害者扶養共済事業の73万7,000円の追加は加入者及び年金の受給者の増により追加をさせていただきました。

3項1目在宅児童援護事業の105万円は乳幼児医療費の増額等により、2目児童手当支給事務の519万円の減額は支給対象事業の減によるものでございます。

次に、子育て支援係は3款3項3目公立保育所管理運営事業の430万9,000円の減額は公立保育所等の人件費の減額及び臨時賃金の減、4目民間保育所事業の294万9,000円の減額は入所児童数の減によるものでございます。

次に、12ページの健康づくり係の主なものとして、4款1項4目第1次救急医療事務、及び第2次救急医療事務のそれぞれの減額は補助対象経費の改正による減額。

4款2項2目老人保健医療事務の110万円の減額はレセプト点検等の臨時職員の減による。3目老人保健会計繰出金の800万円は老人保健医療給付費の増額による負担割合に基づき増額をするものでございます。

次に、観光商工課関係でございますが、主なものとして6款1項2目中小企業金融対策事業の102万6,000円は、先ほど債務負担行為の設定にてご説明いたしましたように、台風により被害等を受けた中小企業者が災害対策資金の融資を受けましたので、その人たちに対して利子を補給するものでございます。

6款2項4目外ヶ岡交流館管理運営事業の166万9,000円は、臨時雇賃金の減や各所施設管理委託料の入札差金の減額により、5目外ヶ岡交流館整備事業の252万4,000円の減額は公衆便所建設工事の完成に伴う精算でございます。

次に、農林水産課関係でございますが、主なものとして5款5項1目農業委員会事務の69万7,000円の減額は農業委員の欠員による報酬64万8,000円等の減額。

13ページの5款2項2目換地計画事業稲梓の71万8,000円の減額は滑川地帯の換地計画決定等が未執行になるためでございます。3項1目林業振興事業の71万8,000円の減額は本年

度で賀茂地区森林保護対策協議会が解散するため負担金の 26万8,000円が減になり、間伐事業等に対する補助金が補助単価及び事業規模の変更により 45万円の減額となるものでございます。

次に、建設課関係でございますが、主なものは7款6項1目下水道会計繰出金 500万円の減額で、下水道特会における受益者負担金の増や、幹線管渠線築造事業費の減により一般会計からの繰出金を調整させていただきました。

7款7項3目急傾斜地崩壊対策事業の 243万円の減額は県営事業費の減額に伴う負担金が減るものでございます。

10款2項4目単独道路橋梁施設災害復旧事業の 54万円の減額は事業執行による不用額でございます。

次に、教育委員会学校教育課関係でございますが、主なものとして9款1項2目教育委員会事務局総務事務の 37万8,000円の減額は特注建築物定期検査等の委託料の不用額。

9款1項5目奨学振興基金の 500万円は歳入にてご説明させていただきましたが、野口氏よりの寄附金を基金に積み立てるものでございます。

14ページの2項1目小学校管理事業の 313万5,000円の減額の主なものは、白浜小学校屋上防水改修工事の入札差金 218万8,000円等でございます。3項3目稲生沢中学校技術棟改築事業の322万円も工事請負費や備品購入の執行残による減額でございます。

次に、生涯学習課関係でございますが、主なものとして9款6項2目吉佐美運動公園管理運営事業の26万5,000円の減額は17年度に建設いたします便所及び器具置き場の設計委託料の入札差金でございます。

以上で、平成16年度下田市一般会計補正予算(第11号)についての概要説明を終わらせていただきます。

引き続きまして各特別会計補正予算につきまして説明させていただきます。

まず、議第20号 平成16年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)でございますが、予算書の63ページ及び説明資料の15ページ目をお開き願いたいと思います。

今回の補正は医療給付費が増額見込みのため補正をさせていただくものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 2,549万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 30億4,225万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の内容につきましては、説明資料によりさせていただきます。

資料の15ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、歳入補正でございますが、歳出 の医療給付費 1億 2,600万円の追加補正見込のため、それぞれの負担割合のルールに基づき支払基金、国県支出金、一般会計繰入金等を医療給付費見込額に応じて調整したものでございます。

1 款 1 項 1 目医療費交付金は 7,486万円の追加。

2 款 1 項 1 目国庫負担金は 3,414万円の追加。

3 款 1 項 1 目県負担金は 853万円の追加。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 800万円の追加をするものでございます。

歳出補正は 1 款 1 項 1 目老人保健医療給付費がこれまでの支出実績、及び今後の支出見込みにより 1 億 2,600万円の追加補正をするものであります。

4 款 1 項 1 目老人保健予備費は歳入歳出予算の調整額として 51万円の減額をするものでございます。

次に、議第 21号 下田市介護保険特別会計補正予算（第 3号）でございます。予算書の 74ページ及び説明資料の 16ページ目をお開き願いたいと思います。

第 1 条の歳入歳出補正予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14億5,345万9,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正 の内容につきましては説明資料によりさせていただきます。説明資料16ページ目をご覧願いたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、6 款 1 項 1 目利子及び配当金の 22万7,000円の追加は一般会計の資金調達のため当会計の介護給付費準備基金を一時的に振り替えさせていただきましたので、その借り入れチェックを一般会計から受け入れるものでございます。下段の歳出でございますが、歳入された貸付利子 22万7,000円を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、議第 22号 平成16年度下田市下水道 事業特別会計補正予算（第 5号）でございますが、予算書の 81ページ及び説明資料の 17ページ目をお開き願いたいと思います。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 959万 4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13億4,256万7,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の内容につきましては、説明資料によりさせていただきます。

第2条の地方債の補正は84ページの第2表、地方債補正(変更)ですが、これは公共下水道事業の限度額を4億6,000万円から100万円減額し4億5,900万円とし、起債の方法、利率等は記載のとおりでございます。

それでは、歳入補正でございますが、主なものは1款1項1目負担金の500万円はある法人の受益者負担金の納付計画が前倒しをされ、今回納付されたため受け入れるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金の500万円の減額は、先に述べた受益者負担金の増額や歳出補正における職員が一時休暇に入ったための人件費の減額、枝線管渠単独事業費の減額のため一般会計からの繰入金を減額させていただきました。

7款3項1目雑入の859万4,000円は下水道工事に合わせて共同施行をしておりました下田ガスが都合により共同施行を中止したため、これに伴う負担金を減額するものでございます。

補正予算でございますが、1款1目下水道総務事務の155万円の減額は育児休暇に入った職員の人件費の減額。

2款1項1目下水道管渠、及び2目下水道枝線管渠築造事業の合計859万4,000円の減額は下田ガスの共同施行工事が中止になったため、それぞれ工事請負費を減額するものでございます。

4款1項1目下水道予備費の55万円は歳入歳出予算の調整額でございます。

以上で3件の特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(佐々木嘉昭君) 議第19号から議第22号までについて当局の説明は終わりました。ここで10分間休憩いたします。

午後 2時27分休憩

午後 2時39分再開

議長(佐々木嘉昭君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第19号から議第22号までについては当局の説明は終わっております。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第19号 平成16年度下田市一般会計補正予算(第11号)に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君）　まず、平成16年度予算の、恐らくこのあと専決予算もあるということでしょうけれども、基本的には最終補正というふうに理解していいと思います。

そこで、質問したいと思いますが、平成15年度決算において、一般会計あるいは下水道会計、介護保険会計含めまして、約15億円の収入未済額があったわけでごさいます、それが平成16年度に引き継がれたわけであります。

したがって、平成16年度の行政執行、予算執行において、15年度決算で引き継がれた15億円を超える収入未済、要するに未収金がどのように解消され、解決されようとしたのか、その点について1点お伺いします。

2点目は、鳴り物入りで進めてきた下田開港150年の記念事業が終了し、実行委員長に市長が就任し進められてきました。これについての実績報告、収支報告等が出されていませんが、ぜひきちんと今議会中、この審議の中で出していただきたいということが2点目でございます。

第3点目は、説明の中に、県営ほ場整備事業滑川地区における換地処分についての事業執行ができなかったということでの減額というふうに聞いたんですが、これは減額そのままでもいいのかどうか。この3点をお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君）　番外。

税務課長（鈴木布喜美君）　では、市税の方から報告いたします。

10億2,200万円が平成16年度に繰り越しなんですけれども、2月末現在で約9,500万円納入されました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君）　番外。

市長公室長（出野正徳君）　では、開港150年関係の事業でございますが、第1部会から第7部会また事務局、文化の協賛事業を含めまして、それぞれ事業をやってきたわけですが、この3月中旬になれば大体数値が固まりますので、今議会中にはその実績、数字を提出したいと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君）　番外。

農林水産課長（金崎洋一君）　滑川地区の減額70万円ということで、この状態を置いてよろしいのかということのご質問かと思ひます。

ただ今、最終合意をいただけない方が2名ほどおります。この2名につきましては、担当含めて折衝してございます。かなり条件的にも出てきておりますので、新年度早々にはぜひその換地処分を行い、登記完了に持っていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 一般質問でも通告を出しておりますからあれですが、恐らく平成15年度決算において、下田市は市税、国保税、そして介護保険料、さらに下水道料金、さらに保育料、保育料も1億1,200万円余ですね、驚くべき巨額の未収を生じていると。この未収というか、これらを打開するために、日々執行当局、とりわけ関係課長さんたちは努力されているということのようでございますが、平成16年度でどの程度解消され、17年度新予算には平成15年度の15億数千万円よりも少なくなっているのかどうか。むしろ、1億円とか2億円膨れ上がっているのかどうか。この点だけ1点お伺いします。

もう一つは、開港150年については今議会中に出すということですから、なるべく早い時期に提出していただきたい。なぜならば、口頭による協議会での報告はあったけれども、詳細な事業の実績報告等々については一切ないわけですから、その点はぜひお願いしたいと思います。

次に、県営ほ場整備事業の換地事業について、ここで70万円を流してしまって、果たして新年度にできるのかどうか。これは、むしろ予算的には繰越明許をして事業の完成を図らなければならない事件ではないのか。完全に不用額として流しているわけで、過去の県営ほ場整備事業の難しさからいって金額の多寡ではなくて、予算編成そのものが間違っているのではないかと思うんです。県営ほ場整備事業の、この換地処分についての繰越明許をかけないとまずいのではないのか。むしろ翌年度以降の県費補助その他複雑な関係が絡んできまして、そうしていかないと下田市が全部かぶってしまうことになると思うんです。全額、全部かぶってしまう。県営ほ場整備事業のそういうものをかぶってしまう。いかがでしょうか、これは。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 平成16年度はどれくらいに滞納繰り越しされるのかと、見通しですけれども、やはり10億円を、どうしても去年よりちょっと増えるぐらいの数字になるのかなと、ほんの少しでも増えるのかなというような感じがします。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 換地事務の部分について繰越明許で対応しておかなければ、財源的に市の負担になってしまうのではないかということのご指摘のよう ですけども、現在の県の補助は既に終わっておりまして、16年度は単費で対応してまいりました。

しかし、残念ながら、この3月いっぱい、先ほど言いました2名の方の同意の見通しが立っておりません。ということで、新年度また心新たにその2名の方に対処していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） ただ今の説明からいっても、これは明確に繰越明許の事件ですよ。この補正予算は提案し直さなければなりません。重大な政策欠陥です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今、担当課長の方からご説明させていただきましたように、今回担当課としては一日も早く換地処分したいということで努力したと聞いております。

そういうことで、考え方としてはその事業が当然 17年度に持ち越しということになれば、繰越明許の手続ということでございますが、現状ではまだ2人の受益者の方からご同意いただけないということを踏まえまして、当初予算において 16年度、今回不用額とさせていただきまして70万円相当額を当初予算で同額計上させていただきまして、一日も早く解決するための予算措置としては措置をさせてもらってございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） それは17年度の予算措置をしているからそれでいいという行政の継続性、事業の継続性、そういったものからすれば、これは間違いなく繰越明許の予算を立てなければならない。これが常識ですよ。そうしない限り、この事業の継続的な事業執行はできない。

本来ならば、これは県の補助金でもって行うべき仕事ですよ、県営ほ場事業で。本来、県営ほ場事業で行われたものの後始末を末端の市町村にやらせている。その金をまだ出すならいいけれども、末端の市町村の財政難になっている下田市にその金を負担させているということ。こういうことになっている。こういうことに対して無批判的にこれをやってはいかんと思うんですよ。ですから、これはどうですか、補正予算、繰越明許という、原案を訂正してそういう点を明確にしてやらないと、あいまいもことしたものではいけないのではないで

しょうかね。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 予算の執行の中で、確かに小林議員言われるような手法でやるべき事例もございますし、どうしてもその年度に契約等々ができなくて次年度に繰り越す場合は、このような形で、大変申し訳ございませんけれども、予算をカットいたしまして新年度に対応させてもらおうと。

小林議員言われているのは、今までも県営ほ場事業の中でいろいろ不手際がありまして、今言われたように、当然県費の補助金を受けていろいろな事業を、換地処分等々の事務事業ができるものができなくて単独でやったという苦い経過がございます、多分そのことを指摘されていると思いますが、今回このような形で単独で予算計上させていただいているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 地域防災対策費で2,352万1,000円、補正前の額ですが、これが補正額は約72万円残しているわけですが、この地域防災の実態を見ますと、備蓄の要するに乾パン、これを調べてみますと、ほとんど期限が切れたものが多いわけですよ。

今、防災が盛んに、東海地震がいつきてもおかしくないという中で、こういう期限切れの乾パンを保存してもしようがないわけですよ。ですから、防災訓練等でそういうのは配布して、新規なものにこの72万円残すよりも、新しいもの、期限の古くないものを私は備蓄しているのが今の地震に対する前向きな考えではないかと思うわけですが、その点いかがでしょうか、実態は。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） それぞれ地震対策の関係で、広域避難場所等については乾パンをはじめ、毛布等々の備蓄をしているところでございます。

ご指摘のとおり、すべてがどうかといいますと、正直言って多少期限切れのものもないわけではございません。それらについては随時補助を受けながら交換をしているということで、今年度といいましょうか、16年度につきましては、乾パンをということで3,000食ほど購入いたしまして、古いものと入れかえをしているという計画で購入をして、既に執行済みの今回不用額を減額したというものでございます。

当然予算があるならば、それらをさらに追加したらというお話だとは思いますが、極力補

助対象になる予算の範囲内で執行ということで、今回購入済みの不用額等を精査させていただいたということです。もちろん、来年度 17年度におきましても、同じような形で古いものを更新するという予算措置は計上してございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 防災のことですから、市民に一つ、注意を喚起するということが、絶えず市民の関心をそこに引きつけておくということは私は非常に大切だと思うわけでございます。

そういった意味で、ぜひこの防災関係のものは不用額にするようなことが、それが正しい、正しくないはともかくとして、ぜひ当局として前向きに善処していただきたいと思っております。

もう一点、お伺いいたしますが、今回のこの一般会計補正予算総額で 103億8,195万5,000円、補正額が2,973万8,000円でございます。この予算規模は当市にとっては財政上かなり大きな予算だと思うわけですが、これは当然、下田のみなと橋の建設ということがありましたけれども、このみなと橋の建設を除いては別にかなり思いきった予算とは言えないわけですが。

そこで、この補正予算の予算書を見ますと、個別事業を項目別に見ますと、かなり予算の執行上、不用額になっているのが多いのではないかなと、私はこう思うんです。この不用額になっている予算というのは、他市の例ですと、掛川市が確かにこの予算の手法を取ってまして、かなり相当な額を残して次の新予算に使うというようなことで、予算的な手法として取っているように、私は新聞で読んだことがあるんです。

下田市のこの予算の編成においては、従来各課が残るものなら半端なものは残せよというようなことがあると私は聞いていたわけですが、そうしますと、意図的に少ない額でも残すような手法を取ってもしいかれている場合、新年度の予算で 30%の頭切りのキャップ方式というのを取っているのはちょっと矛盾するのではないかなと。こういうふうに私は思うんですが、その点について当局はどういうふうに考えますか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今回の補正につきましては、先ほど言いましたように、それぞれ年度末を迎えたということで、ほとんどの事業が事業執行済み、あるいはどうしてもやむを得ないものについてはプラス補正ということにさせてもらっておるところでございます。

総体の予算として大きいとか、小さいという議論でございますが、今言った 16年度と17年度を比較したという場合ですと、議員ご指摘のとおりみなと橋、あるいはみなと橋に関連

したポケットパーク事業、あるいは稲梓の稲生沢の中学校の技術棟の改築等々、そして最も大きいものは平成7年、8年度に国の政策として借り入れました減税補填債の借りかえ約5億円、これも16年度に歳入歳出同額が計上されておりますから、そういう意味では通常の予算ベースからすると、予算規模としては大きかったのかなというふうな気はいたします。

予算執行上の不用額等の考え方でございます。当然予算的には単年度主義というのが原則ではございますが、その単年度の不用額あるいは繰越金というのは、次年度に当然のごとく結びつくわけでございまして、後日また17年度の当初予算のご説明等もさせていただきますが、先ほどご説明いたしましたように、16年度の現時点での補正の状況からして予備費の数字、そしてその予備費の現時点の充当額からすると、5,500万円ぐらいの実質的な繰り越し財源が今のところ見込めます。ただ、まだ20日、日がございまして、何か突発的なことが起きますと予備費充当ということも考えられますが、大体5,000万円ぐらい現時点では次年度に確実に繰り越される、予備費の上からして繰り越し残になる。17年度につきましては、決算不用等も当然出てきますので、それらを見越して7,000万円ということでの17年度の繰越金を見込んでおります。

そんなことで、本来やるべき事業をやらないで不用額に残せということではございませんで、当然予算措置をした、目的に沿った事業執行を極力安い経費でやっていただきたいというのは大原則だと思いますので、そういうことで各課にはご協力をお願いしておりますが、そういう事業執行をした結果、残額として残ったということでご理解していただきたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 今、課長の説明で言うと、次年度に5,500万円ほどの繰り越しがあるということですが、一般的に職員に聞きますと、新予算を組むとき各課の要望額に対してぎりぎりの線を出して予算折衝していると、こういうふうなことも聞いているわけです。

この5,500万円の繰越しについて、それ以前、例えば16年、15年、14年、今までの予算の組み方について5,500万円というのは多い方ですか、少ない方ですか。それとも、今度の補正で5,500万円というのは、金額的にはここ数年の財政の厳しい折、危機的状況の中といたしながら、多かったのか少なかったのか、その辺のところを、もしわかりましたら教えていただきたいのですが。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 記憶ですと、15年度の3月補正時点での予備費等は3,500万円前後でなかったかと思えます。

ですから、15年3月と16年3月の予備費のベースからしますと少し多いのかなと。実質的には御存じのとおり、1億数千万円の結果としては繰越金が出ます。それはこの15、16日に通知が来ようかと思うんですが、例の特別交付税、その動向によって、繰越金が大幅に変わってきます。

例年ですと、特別交付税というのは御存じのとおり、特殊事情があって初めてもらえる交付金でございますので、今年のように全国的な災害、あるいは豪雨、あるいは市町村合併等々の絡みで、交付税そのものが果たして今までと同じように下田市にいただけるかどうか非常に不安を感じているのは実情でございます。原型予算、3億7,000万円だと思いましたが、それが確保できればよしとするのかなと。そうしますと、例年特別交付税として最終的にといいましょうか、予算に対して四、五千万円プラス要因として配分を受けましたので、それをもって1億円余の繰り越しが出たというところでございますから、17年度の最終的な繰越金については、ちょっと例年とは違った形での数字になるのかなということで、ちなみに各年度の繰越金の数字ですけれども、例えば13年度は当初予算ベースで1億2,000万円、14年度が1億5,000万円、15年度が8,000万円、今年度16年度は7,000万円、来年度も7,000万円ということで多少年度によって、これは当初予算ベースでの繰越金の予算計上額です。それに対しまして、実質的な繰越金の金額でございますが、例えば14年度は3億5,400万円、15年度は1億9,000万円、16年度も1億9,900万円ということで、そういう意味では予算に対しては1億円余のプラス要因にはなっていますが、これがほとんど要因とするのは特別交付税の動向と市税と、今回の3月補正で全体合わせて約1,500万円での減額をさせていただきましたが、あと残された滞繰分については20日間、現年の分にしたら出納整理の2カ月間で既に全庁職員を対応しての滞納整理をスタートするというので今、準備をスタートいたしました。この2カ月間の動向によって歳入が増えますので、多少繰り越しが変わってくるのかなという状況でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 16年度下田市一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

概要説明の1ページ目の市有地の売却についてですが、先ほど135号線沿いの白浜及び武が浜に関連する土地を売却されたということでございますが、どれだけの面積の土地を、ど

なたに、いくらでお売りになったのか、明らかにしていただきたいと。それから、このような市有財産の売却につきましては、当然一定規模のものは議決要件になるわけですが、そうでないものについてもやはり市の貴重な財産ということからいけば、行政報告等々で明らかになっていけばきっちり報告をしていただくというようなことが必要かと思いますが、その見解を伺いたいという具合に思うものでございます。

それから、4ページの民生費過年度収入、保育料の過年度分の徴収でございますが、15年度の滞納額からいきますと、1,214万円のうちの60万9,000円を徴収したと。こういう形になっているわけですが、どのような人たちが滞納して、それなりに60万円の徴収がなされたのかという点を、その努力の方向と、その保育料滞納の実態について明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それから、概要説明6ページの多様な保育料推進事業121万3,000円の減額、地域保育所の運営費の196万3,000円の増額と、こういう具合になっているわけですが、どういふわけで減額と増額になっているのかという点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、11ページの南豆衛生プラント組合の契約金額が下がったということで、1,550万円ほどの減額ということになったかと思うわけですが、この計画の中で、敷根の地元の人たちとの協議の中で会議をする場所をつくる、あるいは事務所兼駐車場というような形で当初5,500万円予定をしていたと。そうはいってもこの補正の中でそういう事業に3,500万円ほどかけるといふようなことになっていようかと思いますが、そういう意味では、会議所にして、また駐車場にもなります南伊豆計算センターの事務所が当然3,500万円以内で十分買うことができると思うわけですが、新たに、そこに新築するというよりも、プラント内に会議所をつくるということよりも、むしろ18年9月まで計算センターとして、事務所として使うという事情はあるにしても、南豆衛生プラントの建設費用のうちの3,500万円を使えば、恐らく1,000万円ぐらひは余るといふ具合に思うわけですが、そのような形でプラントの事務所等々の確保をすべきといふ具合に考えるわけですが、どのような見解をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今回の補正での市有地売却収入の1,229万6,000円の内容でございます。先ほどご説明いたしましたが、国道135号線、具体的に言いますと、下田クリニックさん、左側に病院がございますが、あの先にさかな等を食べさせる食堂が左側にございます、その斜め前、あの一帯を今県におきまして歩道を整備してもらっております。その歩道整備

の関係で、あの辺にございます市有地を 45.97平米、原野的な要素でございますので、平米あたり 3,000円でまず売却しております。それと隣接して個人の方でございますけれども、その個人の方も今回の国道の歩道に関連して自分の土地を提供するわけですが、このAさんの所有地の周りに一部市有地がございます、その部分の売却の申請がございましたので、特にその土地を売却したとしても今後の市有地の管理上、あるいは利用からして特に支障がないだろうということで、一部宅地的な平地の部分と畦畔的な部分がございますので、両方合わせまして約 720万円ほどで売却いたしました。

もう1軒の市有は武ガ浜にございます市有地を今貸し付けてございます。その方、約 100平米前後でございますが、その方から売却の要望が出まして、いずれにしましても、建物用地として市有地を貸し付けてございますので、よほどのことがない限り永久的に貸していかなければならないというような判断をいたしまして、不動産鑑定等は5月の補正で予算措置させていただきましたが、その鑑定の結果、平米あたり8万円、借地権が2分の1等々ありますので、結果として4万円相当で100平米で400万円、この3件を今回売却させていただくものでございます。

それから、今後これの貴重な市民の財産である市有地売却については行政報告等というご指摘でございます。極力そういう方向で今度は報告させていただきたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 予算の説明書の概要書の4ページの件につきましては、これは過年度収入60万9,000円でございますが、これは保育所の運営費の過年度収入でございます、保育料の過年度収入でございません。精算に伴う過年度収入ということで受け取るものでございます。

それから、民間保育所の多様な保育推進事業の関係につきましては、多様な保育事業というのは障害児保育とか低年齢児保育に対する国庫補助でございまして、これは県費補助でございまして、民間の保育所をお願いしてございますが、当初見込んでいた障害児の数、それから低年齢児の入所者の数と実態との差が生じたので、その部分を減額させていただくというものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） では、プラント組合の負担事務で1,550万円の減額があったということでございます。これにつきましては、事業費の減と、言うならば、起債の対象が増えたということで減らしたということでございまして、先ほど沢登議員が言いました、会

議室の建設が2,000万円ぐらい落ちたと、計画が落ちたということはこの 1,500万円の中には入ってございません。2,000万円減ったというのは17年度の予算に関するものでございます。

それと、先ほど言いました、プラントの3,500万円は17年度に計画されておりますけれども、それで計算センターの土地を買うとことですけれども、それにつきましては、まずプラントの議会の方にも何も出ておりません。今ここでお答えすることができませんので、ご了承ください。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 衛生プラントの事務所の件については、そういう方向もぜひ検討すべきだと思いますけれども、管理者であります市長の見解を聞きたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 一応、ご意見として伺っておきます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかにありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 焼却場の管理事務ですけれども、この前も言いましたけれども、年間予算を立てるべきですけれども、また100万円も委託料が増えてきて、増の理由は何ですか、予想がつかなかったことがあったということですか、その説明をお願いします。

それと、農林水産のところの間伐事業補助金の43万円4,000円が残っていますが、残った理由というか、今地球温暖化とか、そういう山を整備しなければならないというときにあって、なぜ残ってきたのかなという、その辺の説明をお願いします。

それと、学校の管理事務ですけれども、例えば雨漏りとか教育備品、机が壊れているとか、いすが壊れているとか、そういうのがありますよね。それを新年度予算に記載があったんですけれども、それよりは一日も早く机とかいすとかそういうものに予算を組み替えて、残すのではなくて一日でも早く対応すべきだと思うけれども、その辺は検討されなかったのかという3点。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋基君） 毎年の補正でございましてけれども、この焼却灰処理委託につきましては、おおむねこれくらいだろうというのはうちの方は試算しますけれども、予算の編成上、ややそれより少なく見積もられます。

それで頑張るんですけれども、やはり灰というものはそのときによりまして量が増えてきますので、補正をお願いするということでございまして、現実におきましては、平成 14年

度には2,181トン、平成15年度には2,281トンの灰を持ち出しております。そして、当初では2,128トンという予定で組ませていただきました。現実におきましては、去年より減りまして、最終的には2,158トンぐらいの焼却灰が出るということでございまして、この灰につきましては、あそこに保管することもできませんし、3月31日に持ち出したのは、すべてその年度で処理するというところでございますので、どうしても金額的には変動するというところでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 除間伐の事業費残が出てしまっているけれども、それはどうしたことかということですが、私ども当初予定した単価が若干高かったということで減額の部分、それからうちの方の交付要綱に基づいてその基準に適合したものについて、森林組合の方で実施していただいているものでございますけれども、この申請が少なかったという結果でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 今回の補正に伴いまして、机、いす等の修繕費の対応がされていないとございまして、当初の中でも修繕費につきましては、学校配当分と一応教育委員会の方で持っています中で対応させてもらっていますが、机、いす等の軽微なものにつきましては、学校配当予算の中で一応対応していただいているということで、今回学校の方でその分で不足するよという申し入れもちょっとございまして、本来足りない場合ですと、教育委員会で抱えている分と合わせて処理しているわけですが、そういうことで今回は補正には計上しなかったと、こういう経過でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 15番。

15番（土屋誠司君） 灰は予測を上回ったというか、予算より高くなったと思うんですが、それより自分は前から言っていますけれども、燃やすものを減らすというか、その努力をする。それが、ただ今必要な場合は燃やせばいいというか、そういう方針でいっていると思うんですね。少しでも燃やすものとかが増えてきている、紙でも、例えば前から言っていますチッパーで堆肥とか山に還元すればいいわけですから、それはCO₂の削減にもなるし、焼却灰をそういうところに返ってくると思うんです。ただ燃やせばいいという、そういうことから方針を転換すべきで、前から言っているんですが、その辺はどうか。

それと、間伐の申請が少ないというのは、自分は前から言っているんですけども、間伐においては森林組合に委託すると、恐らくヘクタールあたり2万円か3万円の個人負担が出るわけです。それまでして今、山を売っても、恐らくマイナスになると思うんです。それまでしてもやってくれる人がいない。そういうことだからだと思いますので、間伐をしてもらわなかったら市の水源にも影響あるし、地球温暖化のCO₂削減には山が必要ということになっています。

そういうことから、間伐の補助金を皆さんに使ってもらえるように、例えば山を1ヘクタールやるのだったら、やったときに測量費というのは実測というか、それを出さなければならぬ。それが負担になると思うので、その辺を公的に面倒見るとか、そういうことをしないと、やってくれる人が少ないと思うんですよ。それを、この前も議長と県の環境森林部の部長さんにもお願いしたのですが、そういうものを排除して森林組合でなくて、いわゆる今、退職者がいろいろ多くなっていますけれども、少しの山でも個人がやってもマイナスにならないように少しでもあちらこちらでやってもらうように、そういう方策を立ててほしいと思うんです。その辺について市から県等に進言してほしいのですが、その辺についていかがですか。

それとあと、机とかいすにせっかく予算があったのを、教育委員会の中で全体で持っていれば、壊れたものは直すというか、それは当然だと思うんですよ。そういうことをやらないで、ただ次に年に学校予算でやるのではなくて、だめなものは直さなかったら、子どもたちの心はどんどん荒れてくると思うんですよね。その辺を、教育委員会なんかは見ていないのかなと思うんですけれども、残念に思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） 焼却灰の処理の関係で、燃やすものは少なくなれば必然的に焼却灰は減るということでございますけれども、現に今年度は可燃ごみが5%ぐらい減っているということで、言っているか悪いかということですが、このぐらいの補正で済んだということでございます。

言うならば、原料保護につきましては、紙類には今、雑誌も含めましてリサイクルをしていただいております。あそこに持ち込む場合、わかりますと全部分けさせております。特に、木の場合ですと、去年の災害のとき大量の木が出ました。あれがどうしてうちの方で燃やせるのかと思いましたが、最終的には太いものにつきましては、おがくずになるものは森

林組合にながくずにしてもらうということで、うちの受けたものを全部森林組合の方に持って行きました。そうしたら、燃やすものがかなり減ったということです。

さらに、おがくずにならないものについては、割っていただいて薪にしようかとしましたら、あそこ場でかなり稲稈の人たちがもらいに来たということでございます。

今後、言うなら太い、うちの方ですと 15cm 以上のものというのは破碎できませんので、もしそういうものが出て来て受けざるを得なかった場合は、森林組合と協力していこうかなと思っております。

さらに、チップーでございますけれども、それにつきましては、うちの方に出てきます木材等を見ますと洋材もかなり出てきます。洋材がチップーでやって堆肥になるかどうかというものもございまして、量が半端ではございまして、うちの出てる量が、どこにはけるのかという問題もあります。

それもいろいろございましてしょうけれども、まずはうちの方がどうしても受けざるを得なかった木くずについては、おがくずになるものはおがくずにしていただくこと。あとは薪になるものは薪にもしてみようかと、今、職員の方からもそういうものがありますので、そうすればどこかで燃やされるわけでございまして、量が減るのではないかとということでございまして、チップーの方はまだちょっと考えておりません。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 今回、備品等は直すのは当然である ということでございますが、これにつきましては、学校と連携を密にしながら必要なものについては、できるだけ対応を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 間伐の促進保養公布要綱ということで、平成3年に制定された要綱を基に実施しております、この中に森林組合に加入する者あるいは森林組合を経由して行う者、森林組合の立ち合いを必要とすると、すべて森林組合を中心に森林の整備を予定しているように思われます。現在も人があいているから個人的に頼んでもいいのかなということになりますと、かなり危険度が伴いますので、それもまた考えなければいけないのかなという部分が出て来ようかと思えます。

今、ご指摘の測量費等をかけてしまうと足が出てしまうよということなんですけれども、それぞれの個人の持ち物で 100% 公費を投入するというのは、水道水源の上流域であって特別なものは配慮があってもいいのかなという考えはもちろんありますけれども、そこまです

る必要が逆にあるのか、それまでしなければできないのかというを、担当してはちょっと疑念を持っているところでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 15番。

15番（土屋誠司君） 100%公費投入には測量で面積を確定するのであるから、交付面積でやればそれでいいわけですがけれども、それではまずいというわけですよ。面積を測ってこなかったら。だから、そこで検査するなら検査官がそこで一応あるかどうかをチェックすればいいわけです。そこはなしにするというか、それだけのことです。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 今お話によりますと、再三誠司議員の方からそういうお話をいただいている件でして、またそれは県の方にも確認をしながら詰め てまいりたいとこのように思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議第 19号議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第 20号 平成16年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） この老人保健会計においては、この予算書を見ますと、約2億円からの老人会計があるわけですが、補正 で約800万円ですか、それぐらい出ているのですが、国と県の支援があるといっても、私は、抜本的な改革をこの際実施していかないと、見通しを立てる上で、下田市が抱えている高齢化の実態を考えてみたときに、この老人保健自体の先行きはまさに綱渡りの的といえますか、予算上においても非常に組むのにも困難を来すような状況に陥っていくのではないかなと心配するわけです。

そこで、この高齢化がますますこれから増加していく傾向というのは、新聞やテレビや、あらゆる行政や報道機関の情報によっても、これを今、直ちにとめる手立てというのは 私はないような気がするわけです。

いわば、下田市の人口の構成上におきまして、この高齢者が増えれば、増えるほど活性化がなくなり、また活性化がなくなれば税収が減っていく。税収が減れば当然、老人保健等がますます会計上、未収金等も多くなり、一般会計からの繰入金等も非常に困難になるのではないかなと。この点、しかたがないといえはしかたがないのでしょうか、国や県に頼れる限界というのもあるのではないかなと私は思うわけですが、この点、下田市の医療諸費に係る金額約30億円もかかっているわけですが、これについて抜本的な対策と いうのは、そういう観点から将来構想も含めてどのように考えているか、その点を聞かせていただきたい。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 老人医療の問題につきましては、従前からずっと課題として言われてきておりまして、平成 14年10月の法改正で老人保健につきましては 70歳から75歳まで年齢が引き上げられたわけですが、これをもって医療費の抑制が実現できるのではないかという期待があったわけなのですが、現実、医療費の方はまだ伸びつづけている状況でございまして、その理由は医療の高度化あるいは長期療養化と、そういったものが背景にあると言われております。

下田市の高齢化に対しましては、年々人口も減っているわけございまして、今高齢化率は大体28%になろうとしておりますけれども、分母が減って分子の 65歳以上の人口が増えますので、当然高齢化が進むわけございしますが、今国も医療にかからない方策をどう講ずべきかということで、介護保険等合わせまして研究をしているところでございまして、その一つの大きな手立てとしましては、日常のプライマリーケアといひまして、日常自分の健康をどういう形で維持していったらいい のかというのを、身近な医療機関と常に接触をしながら考えていくということと、あとは予防介護ということで筋力のトレーニングとか、あるいは転倒防止とか骨折予防とか、また栄養改善の問題、それとあと口腔ケアといひまして口の中、要するに歯を丈夫にして口を衛生的に保っていけば、感染症にもなかなか罹りにくいと、そういうような方法を講じながら、何しろお年寄りが増えていくことは間違いのないわけございまして、元気なお年寄りをどのように増やし、支えていくかというのが課題であるというふうに考えておりますので、また、今後日常の健康づくり事業と合わせまして、そういった問題に対して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） これは下田市に限ったことではないわけですし、全国的な流れになっているわけですが、どちらかといいますと、長野県の小さな村等の医療費が、大変お年寄

りが健康で少ないと。こういう実態もないわけではないのです。

そこで、この医療費負担を分析していくと、高度医療も確かにあると思うんですが、私は病院の待合室の実態から、すべてちょっと腹が痛いと言われれば、こちらは大丈夫ですか、あちらも大丈夫ですかと、年寄りですから体中のあちらこちらがかなり痛くなるわけで、足が悪ければ手足もすべて関連して悪くなるんですけれども。こういう医療の歯どめとして、確かに保健師さんとか、そういった方の日ごろの仕事の内容も大変でしょうが、私は下田市の中で、医療アドバイザー的なものを置いたらいいのではないかなと考えているんですが。

医療アドバイザーというのは、やはり高齢者が一人で暮らす方が多くなるわけですね。そうしますと、精神医療の面からすべてを医者に頼るといようなことを私は聞いているのですよ。そうしますと、市の窓口、保健師さんを通じて等、適正な医療の実態を年寄り相談する方がなくて、病院へ何でもかんでもすべて相談するといような実態もあるみたいなんですよ。

この点について、まだまだ研究の余地があるのではないのかなと、そういうふうに思いますけれども、そういうようなことも研究する意思はないのかどうか、ちょっとお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただ今、医療アドバイザー的な人材の確保も必要ではないかという、そういうご指摘でございますけれども、確かに、日常の健康保健医療活動につきまして、相談の窓口があればそこで自分自身が疑問に思っていることとか、そういったものを日常的に聞くことができるということで、保健師等を活用しながら相談の窓口の門戸を開いたり、あるいはまたご承知のように、今介護保険対応で在宅介護支援センターというものを市の方で委託してやっておりますが、これは介護保険改革の中で地域包括支援センターという形で、平成 18年度に向けまして現在整備の検討が進められているところでございます。この中に、総合的な相談業務に携わるような人材を配置するような形で今検討が進められているというふうに聞いておりますので、こういったことも今後活用してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） これは、私がお医者さんに聞いた実態なんですが、あるお年寄りが、例えば1つ例に取ると、あそこが痛い、ここが痛いと言って来るんですけれども、実際にお医者さんがその患者を診たときに、薬を与えても、入院しても治らないといようなことも

実際にあるみたいなんですよ。これはもう高齢者で不可能だと。

しかしながら、いろいろ話を聞くと、高齢者がひとり住まいで健康が不安であると。健康が不安であるから何となく医者の方に頼ってしまうと、こういう実態が私はかなりあるのではないかなと。

そういう面で、もう一度研究の余地があるのではないのかなと、こういうふうに思いますので、ぜひその辺を研究していただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただ今ご指摘のとおりでございますが、現在市では、はつらつ健康教室という教室を開いておりまして、保健師さんが各地域に出向きましていろいろ高齢者の方とお話し合いとかストレッチとか、そういったことをやっています。

さらに、この内容を充実させるような形で今後展開してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議第 20号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第 21号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただ今、議題となっております議第 21号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第 22号 平成16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 説明で下水道事業の分担金、負担金がかかなり高額になっているものを繰り上げていいかどうかはともかくとして、500万円ほど納入されたというふうな意味の説明がございました。これは、いわゆるドック跡地の二チメン所有のものに関連しているかどうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

下水道課長（長友重一君） ただ今の分担金の件ですが、小林さんの質問のとおりでござい

ます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） この動きはどう見るか。恐らくこの説明を聞いた限りで、固定資産税、あるいは都市計画税その他滞納になっているものもあるいは整理されているのではないのかと思われま。その先にあるのは、ニチメンによるところの転売という問題が必ず出てくるのではないのか。異常な動きだと思うんです。この動きをどう見ましようか。

議長（佐々木嘉昭君） 当局、だれが答えますか。

市長、よろしいですか。

番外。

市長（石井直樹君） マリントウン開発の関係でございますけれども、まだ市の方には正式に話は入って来ておりませんが、こちらにあるマリントウン開発という会社につきましては、3月いっぱい解散をするというような話は来ております。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 恐らく、マリントウンの会社が解散し、そして市税あるいは下水道の分担金等の身の整理をしようということは、常道として転売しようということだと思うんです。率直に言って、直感的に僕は申し上げて恐縮ですが。これは下田市の都市計画の武が浜再開発事業の、あるいは重大な変更破綻を示すものだと思うんです。

今後、この問題の進行について、市長、助役、きちっと対応していかないと、これまでの行政上の経過からいって大変な問題になると思うんです。いわゆる下田がメインの開発として進めてきた海遊公園、そしてベイ・ステージ、そしてマリントウン、これらの3つの計画が恐らく大きな形で狂ってくるのではないのかと。業界の動き、業者の動き、一つの公の都市計画再開発事業として進めてきた下田市の面子がまったくなくなってしまうと思うんです。

市長、要望でございますが、動向をきちっと見定めて、議会、市民にわかるような説明をぜひお願いしたいが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） そのような話につきましては、まず下田市の方に報告をせよということを書いてありますので、どのような形になるかわかりませんが、何らかの形で来た場合には、市にとっても大きな問題点でございますから、全員協議会なり開いてご報告申し上げたいと、このように思います。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議第 22号議案は、建設常任委員会に付託いたします。

散会

議長（佐々木嘉昭君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日10日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は 11日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどお願い申し上げます。

どうもご苦労様でした。

午後 3時44分散会